14906

監獄協會雜誌

第貳拾五卷
第七號

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治廿一年五月創刊毎月一回二十日發行（明治四十五年七月二十日發行）

監獄協會雜誌第貳拾五卷第七號目次

○論　說……（一頁）
○監獄事業に就て……法學博士　平沼騏一郎
○講　演……（一一頁）
○各自端守（承前）……文學博士　南條文雄師
○資　料……（二三頁）
○米麥の補助として用ふる馬鈴薯の代算量に就て……
……醫學士　古瀨安俊
○談　叢……（二九頁）
○在監人の增加と罪石問題……森　典獄談
○統　計……（三六頁）
○明治四十五年五月末日現在々監人員表……
○明治四十五年五月末日現在受刑者罪名表……
○明治四十五年末日現在々監人員監獄別表……
○說　林……（四二頁）
○好殺者の心理……
○蚊、蚤、蝨……
○寄　書……（四五頁）
○再び祖先崇拜に就て……千葉　石井光美
○監獄に於ける作業賞與金の支出に就て……
……司法省會計課　湯谷淺藏
○監獄教誨の及す作業上の成績……甲府　櫻井革聲
○通　信……（五六頁）
○在監人の食糧變更……廣島監獄報
○大分縣の保護團……大分監獄　江上秀吉報
○愛知慈惠會の現況……
○出獄人保護事業成績……十勝監獄報
○彙　報……（六二頁）
○逃走事故○殺傷事故○指紋法の成績良好○米價と犯罪關係○萬國監獄會常設委員の任命○秋田監獄新築落成式○海州監獄井上氏卒す
○叙　任……（七〇頁）
○會　報……（七四頁）
○第四回監獄官練習所修業證書授與式○茶話會○練習生の陳列館參觀○練習生の見學

監獄協會雜誌第貳拾五卷第七號

論　說

監獄事業に就て

（本篇は五月十一日の茶話會に於て講演せられたるものなり）

司法次官
法學博士　平沼騏一郎君

諸君、今日は會長から何か此席でお話をしたら宜からうといふことでございまして出ました譯でございますが、實は近頃省務誠に多端の折柄でございまして、特別に準備を致しましてお話をすることも出來ませぬので、唯だ思ひ付いたことを茲に申上げるに止まるのでありますから、其積りで御清聽を乞ひます。

監獄協會創立以來會員諸君が斯道の爲めに熱心盡瘁をせられますことは豫て承つて居ります、此點に就きましては當局者と致しまして深く感謝の意を表して居るのであります。監獄の事業に當らるゝ人々は何れも特別の知識を有つて居られ、且つ又特別の技能を備へて居らるゝ方々でございまするが、

凡そ如何なる事業でも同一でありませうが、殊に監獄事業は餘程專門に亘ることが多いのでございますから、經驗を積みませぬといふと却々此事業を遂行して行くといふことが出來ませぬ、又此事業を正當に遂行して參るに就きましては最も熱心に事に當るといふことが必要である、元來此監獄協會の會員となつて居られる方々は斯の道に充分の經驗を有つて居られ、且つ又是迄熱心に此事業に當つて居らるゝ人々でありませうし、又今日迄左程長い間從事をして居られない方でありましても、將來は此事業に身を捧げて充分なる經驗を積んで行きたいといふ希望を有つて居らるゝ方々であるといふことは自分の信じて疑はない處であります。自分は當局者と致しまして將來諸君が益々此事業に當られまして監獄改良の實績を擧げられるといふことは深く希望致しまする處でございますが、唯だ玆で豫々自分は考へて居りまするでございますが、凡そ專門は如何なる事業でありましても兎角一種の弊害の伴ふといふことは免れぬのでありますから、熱心に專門事業に當りまする場合に於きまして之に伴ふ處の弊害には陷らぬやうに各自心懸けなければなるまいと自分は思ふのであります。此點に就きまして聊か諸君の御注意を請ひたいと考へて居ります。

其弊害と申しまするのは要するに此專門の事業に當りますると偏し易いといふことがある。此偏するといふことは何事に依らず宜しいことでは無論ないのでございます。此偏するといふことは何事

も避けなければならぬと思ふ。能く近頃何々萬能といふことを申しますが、一つの事業でそれが萬能であるといふことは何事に依らず決してないことである。まさかそういふことを諸君の中で申す人もありますまいが、極端に申しますれば或は監獄萬能とでも申しますか、萬一にも左樣な考へを有つもののありとせば是は非常な弊害である。まさか監獄萬能とは申しますまいが、さういふ種類の考へは有たぬやうに注意しなければならないのであります。勿論此監獄の事業といふものは極めて大切な事業で且つ又高尚なる事業と各自自ら信ずる處がなければなりませぬけれども、何んでも監獄でやる、監獄は一番エライのであるといふ極端な考へを有つといふことは宜くないのである。近頃自分が或る教育の當局者に出會ひましたとき學校の教場のことに就て色々話をしたことがありますが、近頃中學校邊りで色々の學科が設けられて居る。其學科にはそれ〳〵專門の教師が居るのでありまするが、或は歷史或は地理或は數學とそれ〳〵教師が居りまして、自分の受持の教場に於て擔當の學科を教授して居るのである。斯の如き人々は一體どういふ心得を以て教鞭を取つて居るであらうか、是は餘程考へなければならぬことであるといふ話をしたのであります。どの學校にも修身といふ或る一つの特別の教場が設けられてある。是は必要なことであります。即ち各自の人格の修養といふことは教育に於て最も大切なことで、是を基本としなければならぬこととでありますから修身の學科を特に教へるとい

ふことは必要でありますけれども、一體修身といふことは修身と名の付いた教場だけで之を教へたのでは足りないのである。他の學科を教授する際に於きましても常に此修身といふことには心を用ひて行かなければならないので、乃公は歴史の教師であるから昔から今日迄あつた事柄を唯だ教へて行けばそれで宜いのである。乃公は數學の教師であるから勘定をすることを教へればそれで宜い、斯ういふ考へでは到底いけないのである。總ての教場に於きまして矢張り修身を教授して居るといふ考へを皆有たなければいかない。如何に修身の教場だけで修身のことを教へましても他の學科を教へる處の教師が矢張り同じ目的に向つて進んで參りませぬければ迚も學校教育の目的を達することが出來ぬのである。是が單純に修身の教場で教へたことと無關係であるといふことだけならばまだ宜しいけれども、若し是が抵觸したことを他の教場で教へましたならば、殆と學校の授業といふものは支離滅裂にも、如何に學校で良いことを教へても學校の門を出るといふと直ぐに正反對のことを生徒の頭へ注入する。斯ういふことになりましては最早學校教育の効能といふものは其半ばを滅失して仕舞ふといふ結果になるのである。故に此學校の内部に於てのみならず所謂内外相應じて教育の目的を遂行するなつて統一を缺き全く其間に聯絡といふものを缺如することになる。それでは學校教育の目的の大半は壞れて仕舞ふ。それからモウ一つ廣く論じますれば、矢張り學校以外に於きましても同樣でありまして、

といふことに努めなければ眞の教育の目的といふものは行はれないものである、教育の實務に當る人は常に其心懸けを以て自分の職務を盡して行かなければいかないのであるといふ話を致したことがございます。

さういふやうな次第でございまして、何れの事業に當る場合に於きましても其心懸けは必要であらうと自分は考へて居ります。之を大きく國家のことに就て論じて見ますれば、今日一國の政務を掌る處の官省といふものは澤山に別れて居ります。是は據ろないことでありまして一つの官省を置いて是で總ての政務を取扱ふといふことは出來ぬ。專門の知識も必要でありませうし特別の技能も必要である。分掌といふことは是は止むを得ぬことでありますが、併ながら其政務を各省で分掌を致して居りまするが、其取扱つて居りまする政務を各省に於て取扱ふといふことの目的は同一である。日々取扱て居る事柄は各々違ひますけれども、其目的は同一であることは明瞭な話で、一つの目的に向つて總て進んで行かなければならないのであります。分業は分業でありますけれども、此分業といふものは之を綜合して初めて其効果を現はすものである。之を各省に於きまして自分の省の仕事が一番エライのである、他の省でやつて居ることは役に立たぬのであるといふやうな考を以て所謂萬能主義を振廻したならば、決して國家の目的を達することの出來ないことは明瞭である。所謂此萬能主義なるものは最

も弊害の甚しいものと自分は豫々考へて居りまする。我司法部のことにしても矢張り同樣で、司法部の仕事は特種な仕事で民事刑事に關しまする事項の如きは最も特別な事柄が多いのでありまする。併ながら此司法部に於きまして刑事に關する事他の言葉を以ていひますれば刑罰法令の運用を決するといふことは、要するに國家の大目的を達する手段に過ぎないのである。即ち他の各官省或は民間に於て致して居りまする處の事業と相俟つて其目的を達するのであることは是は明瞭であらうと思ふ。殊に刑罰法令の運用に就きましても監獄の行政といふことは其最も大切な部分を占めて居るのでございますが、此監獄の事業といふものも最も他の事業と相俟つて其効用を完うすることが出來るのであるといふことは吾々諸君と共に深く注意して行かなければならぬことと考へて居るのであります。先づ監獄の事業といふものは社會各般の事柄と極めて重大なる關係を有つて居るのである。決して此監獄の事業といふものは千遍一律に行くものではない。時勢に依て色々變らなければならぬこともございませうし、又場所に依て變つて行かなければならぬこともある。總て社會の狀態の變遷と伴ひまして色々進んで行かなければならぬ事柄もございませうし、又監獄に於て行刑を致しまする場合に其行刑を致して居りまする場所等の關係に依て色々變つて行かなければならぬことゝ考へる。斯くの如く外圍の事情と密接の關係があるから、是等の事柄を全く度外に置いて

行刑を致しましたならば極めて變なものが出來るので、それでは到底行刑の目的は達せられないのでありますから此點に於て最も吾々其局に當る者が意を用ひて行かなければならないと信ずるのでございます。先づ色々のこともありませうが、極く分り易いことを申して見ますれば感化事業或は免囚保護事業、斯の如きものは監獄行政には一番近い關係があるに違ひない。一體我國の感化事業の狀態はどういふ有樣であるか、免囚保護事業の今日の現況は如何であるか、之を能く知りましてさうして監獄の行政をやりませぬと非常な間違ひを生ずるのである。是等の點に於きまして歐羅巴の各國と日本と非常な相違があるといふことは私の申す迄もないことである。それを歐羅巴でやる通りに日本でやりまするといふと非常な齟齬を生じて參るのでございます。是等の點に就きましては詳しくお話をしたいこともございますけれども、時間を要することもありますから別段申上げませぬが、併し大體私の申しまする趣意はお分りになつて居るであらうと思ふのであります。

免囚保護事業或は感化事業とかいふものは監獄には極めて密接なる關係のあることでありますが、其以外に社會の經濟の狀況等に於きまして影響を受けることも隨分少なくないと思ひます、是等のことも此監獄行政の衝に當る者は能く之を知つて居りまして如何なる影響を自分の管掌して居る處の事業に及ぼすかといふことを考へて見なければならないのであります。

是は主として外部の事柄との關係でございますが、モウ少し手近い處を申して見ますれば、司法部内に於きましても同じ刑罰法令の運用といふことを掌つて居る官衙が澤山ある。檢事局もあれば。裁判所もあります。それから是は司法部内とは申されませぬけれども司法警察官も矢張り同じ職務を取扱つて居る、刑罰法令の運用といふ點に至つては同じことである。唯だ其取扱つて居りまする部分が違ふだけの話である。でありますからして是等の機關との關係が極めて密接であるといふことは常に考へて居らなければならないのであります。其中一つだけが良くなりました處が外かで之に相應して參りませぬと到底目的は達せられないのである。監獄に於ける行刑のことを充分改良してやらう、斯ういふ考へを起しました處が他の諸機關に於て之に相應するだけの仕事をして呉れませぬといふと其目的は達せられないと思ふ。どうも檢事局のやり方が宜くない、アゝいふ者を檢擧して監獄へ送られては困るといふこともあるでありませうし、裁判所も同じことで、どうもアゝいふ犯罪人に對してはモウ少し刑罰を重くして貰はなければ困るとか、或はアゝいふ犯罪人を重く罰せられては困るとか斯ういふことも隨分あるのであります。それでありますからして監獄の行刑といふことは檢事局の仕事又裁判所の仕事とは餘程密接な關係のあるといふことは是は忘れてはいけないのである。それ故に近頃司法當局者より裁判所又檢事局に向つては監獄行刑のことに就きましても意を用ひて其研究を怠らぬやうにしなければならぬといふことは申してあるのであります。是と同じことで監獄の行政に當つて居る人々も檢事局又裁判所の仕事を能く知つて是等の諸機關の働きと自分の働きと相俟つて目的を達するのであるといふことを能く念頭に置くやうにして貰ひたいのである。自分は自分の考へといふ考へで仕事をやりまするといふと事に當つて扞格齟齬を生じまして遂に充分なる効用を現はすことが出來ないといふ結果になるのでございます。

是は特に私から申上げぬでも皆さんが能くお話になつて居る事柄ではあらうと思ひますけれども、併し實際地方に參りまして監獄と他の諸官衙との關係を見ますといふと腹藏なくいへば自分の思ふ通りに參つて居らないのである。或る場所に於きましては能く其聯絡の付いて居る處もございますが、場所に依りますとどうもさういつて居らぬ處が澤山あるのであります。是は司法當局者として裁判所に向ひましても檢事局に向ひましても監獄に向ひましてもどうぞ此趣旨の貫徹するやうに心懸けて行くことを深く希望致します。私の希望を達しまする方法としては是は色々のことがございませうけれども、モウ少し互に平たくいへば話合ふといふことが第一必要であらうと思ふ。唯だ裁判所のやり方がどうもあれではいけない、檢事局のやり方があれではいかぬといつて居つたいけではいけないので、いけなければいかぬ理由を示して裁判所又は檢事局の當局者と能く話合をする。聽いて見ればどうも

監獄側でいふ通りいかない事柄も隨分あるであらうと思ふ。一つの例を見ますれば監獄の方では犯人だけを見て居る。犯人に重きを置いて行刑をして居るといふとは明瞭であらうと思ふ。學問上の言葉を以ていへば特別豫防といふ點に監獄の方は重きを置いて居るに相違ない。併し檢事局裁判所に參りますと勿論此特別豫防といふ點に重きを置いて居る點は同樣でございますけれども、其外又一般の警戒といふことにも同樣に重きを置いて居る。單純に此の特別豫防といふ點だけに考へを及ぼして行刑を致しまする場合にはどうも此裁判所の刑の盛り方が宜くない。或は檢事局の處分が其當を得ぬと斯う思はれる場合もありますけれども、能く裁判所や檢事局の意思を探つて見ると、イヤ特別豫防といふ點から考へれば成程監獄側の主張は至當であるが自分の方では又一般の警戒にも重きを置かなければならぬから、それで斯の如き處分をしたのであるといふことも隨分あらうと思ふ。是等の事柄は能く裁判所檢事局の當局者と話合を致しまして意思を互に疏通して其間に扞格齟齬のないやうに心懸けねばならぬと思ふのであります。（未完）



講演

各自端守（承前）

文學博士　南條文雄師

今度は師匠として弟子に對する心得である。何事でも人に敎へる位地に立つ者が敎を受ける者に對する心得の

第一は「當さに疾く知らしむべし」で成るべく早く知らせよ。マダ〳〵といつていつまでも引ッ張ると敎を受ける者が退屈して仕舞ふ。さうすると敎へる時分に向ふが厭きて仕舞つて居る。

第二は「當さに他人の弟子に勝らしむべし」で、私は明治九年に英吉利へ行つたが少しも英語が分らないから二年餘り倫敦に居つて十二年にオックスホードへ行きました。さうして十七年迄五年間居つたが、賴つて行つた先生に常にいはれました。お前は外かへ行つて一年かゝるのを乃公の所へ來た爲に半年なり三ヶ月で覺へて呉れぬでは困る。本願寺へ對して申譯がない。丁度日本の全權公使として上野さんがおいでゝ色々御心配下されて私はマクスミユーラー先生の所へ行つたのです。

其先生の親切に報ゆるだけの勉強が出來なくて甚だ申譯がないが、先生は此他人の弟子に優らしむべしといふ箇條を知つて守つて居られた。左樣なことは心得て居らぬでも自然師たる道を盡されたやうに思つて、今以て其恩を思出すのであります。

第三は「知り已りて忘れざらしめんと欲すべし」。モウ二度と言はぬも知れぬぞ、是は能く聽いてお置きなさいと云ふ樣にするのである。話をするには前置の一言で受取る者の心得が違ふ。是は先生いつでもいふことだと思つて聽くと心が外へ行つて仕舞ふ。皆さんにはさういふことはないか知らぬが、私は是までの經驗で、イヤ今日は少し睡つても今度又やるだらうといふことがある。それで知り了つて忘れざらしめんと欲せよとある。

第四は「諸の疑難あれば悉く爲に之を解說すべし」。弟子たる者が疑がある是がむづかしいといふことがあつたら、それは師匠の役目であるから弟子の爲には說明をしてやらなければならぬ。是は縱令先生といつても一人で何もかも分るものでないから、自分の知らない事を人が問ふて來たら、それは私は知らないが、誰某が精しいと云ふ樣に指示せば宜しい。私が昨年まで巢鴨に眞宗大學といふものがあつてそれに關係して居りました所が、學生の中で、我々田舍へ行くと隨分農家の者と直接會ふことがある。農業の事も課外講義位に大體聽きたいといひ出したものがある。ところが私は農業の事な

どは一向心得ませぬ。併し私が知らぬ事を貴樣達聽く必要はないとはいはない。自分が知らない事ならば農學博士の新渡戶君なり誰なりにお賴みしてどうか一遍御都合で來て農學の大體でも話してやつて下さい私もお相伴して承るといふことになる。直接に說明が出來なければ間接に指導し紹介をするといふことで宜からうと思ひます。

第五は「弟子の智慧をして師に勝ら令んと欲すべし」。是は面白い。弟子たる者の智慧をして師匠たる者より優るやうに引立てゝ行けといふのである。是はナカ〳〵むづかしいが、斯ういふ風にいひました。（小冊子を讀む）是等は最も師匠の守らなければならぬ箇條である。若い弟子が善い考を起してそれは先生斯うしたら宜しいでせうといふに、弟子の身分として生意氣をいふなと頭から押へ付ける者もある。押へられても弟子だから其場はそれで默つて居るが、外へ行つて師匠は物を知らぬなどといふことになる。それを私は年を取つて學問をしてもモウ貴方の半分しか出來ない、貴方は學問をする先が長いから何を聽いても出來るから勉強をなさいといふやうの言葉を用ひて育てると若い者は進んで來るから役に立つ人間が出來る。師匠たる者は此心得でなければならぬ」といひました。

是で六方が二方だけ濟みました。次は西の方でありますが、西の方は最も話し惡くいが、皆聽いてお貰ひしやうと思つて出て來たから唯だ箇條だけ申して行かうと思ひます。今日は御婦人はお居では

ないが、御婦人も御座るものとしてお話しなければなりませぬ。婦人の心得が先に立ちますから申しますが、先づ人の妻となつた者が夫に對する心得に五箇條ある。

其第一は「夫外より來れば當さに起ちて之を迎ふべし」。是は當り前です。夫たる者が用事があつて外出した。用事を濟ませて家に歸つて來たならば妻たる者は立つて出迎をせよといふので當り前の話である。ところが自分の家の主人が何時歸つたか知らぬといふのでは留守を預つた者の心得とはいへぬ。天竺横丁のおかみさんにさういふ横着の人があつたので斯ういふ箇條が出たのでせう。（笑聲起る）甚だ無禮な言葉を使ふやうですが、日本になければ宜しいが、隨分ないでもないやうです。

第二は「夫出でゝ在らざれば當さに炊蒸掃除して之を待つべし」。夫が外へ出て歸つて來ない間に妻たる者は自分でなさらうと人に申付けやうと御隨意であるが、食事の用意から掃除萬端を致して何時主人が歸つても差支ないやうにして歸りを待て。それを今主人が居らないといふので鬼の留守の洗濯をして惰けて居る、思ひの外早く歸つて來ると、乃公の留守は何をして居つたといふて風波を生ずることもあります。

第三は「外に淫心あることを得ず、夫之を罵詈すれども還た罵りて色を作すことを得ず」。で、外といふのは自分の夫と決めた男子の外に淫慾の心を以て交る者があつてはならぬ。是は當り前です。其外

に夫たる者が何か機嫌が惡くて之を罵詈する。ところが妻たる者も亦同等に罵詈して水掛論をして顏色を變へてはならぬ。是は少し婦人には氣の毒のやうでありますが、是は婦人の德を忘れるなといふ精神が籠つて居ると思ふ。チト婦人にはお氣の毒だがこゝが軟かな舌は拔けず硬い齒は折れる。是は名高い譬へで、所謂柔能く剛を制する道理で、柔和は婦人の本色であるからです。是で「夫婦相和し」といふお勅語に從ふことになる。

第四は「當さに夫の敎誡を用ゆべし、所有の什物をば藏匿するを得ず」。とあつて、夫たる者の敎と戒は守らねばならぬ。所有の什物……是は敢て十と決つたことはない。數多いことです。妻たる者の所有物を他人には隱して見せないでよい物もあらうが、我夫にまでも隱して見せられない物を有つて居る筈がない。

第五は「夫休息すれば蓋藏して臥すことを得る」。夫が休息をする、其後で妻たる者が蓋をすべき物は蓋をし、藏に入れるべき物は藏に入れて、戸締萬端に注意してこれから寢るやうにしなければならぬ。但し病中は此限にあらずであるが、平生のことである。

是が先づ妻たる者の心得である。是は男女共に揃つてお聽きの時に始終いひます。去年秋田へ行つて此六方禮經の話を委しく話して來たら、其後に戲談でせうが、話を聽いた人から手紙が來ました。

貴方があの話をして呉れたので、早く爲に婦を娶るべしといふ箇條に從つて、娘の嫁入時を失ふなといふ話を聽いたので、お釋迦からの催促であるから來年の事を引上げて今年にするといつて來た。さういふのならまだよいが、乃公は一つ釋迦如來に反對してやらうといつて反對にやられては困る。

今度は男子の心得であります。即ち夫たる者が妻に對する心得の第一は「出入當さに婦を敬すべし」。といふので、用事あつて家を出る。用事が濟んで家へ這入る。出るも入るも留守を預ける妻たる者を敬せよとある。是は飜譯の語であるが、斯ういふ風にいひました。是も裏店住ひの人相手で餘ほど注意せぬとどういふ事が始るか分らぬと思つたから。（博士小冊子を讀む）敬すべしとは妙な字を用ひてあるが、是から出て參ります。唯今歸りましたと妻に向つて頭を下げよといふことではない、心で敬せよといふ飜譯の言葉で所謂氣を付けよといふことである。出るには何所其所へ行くとか、入るには何所其所から歸つたと妻に話の出來るやう注意しなければならぬ。妻に向つて話の出來ぬ所へ行くのは良い所ではない。故に妻に言へない所へは行かぬが宜しい」といつた。是は何所にでもある。（笑聲起る）それだけのことです。

第二は「之に飲食せしめ時節を以て衣被を與ふべし」。之にといふのは妻たる者にで、妻に飲食をせしむるは當り前である。自分だけ飲食をして妻には十分飲食させぬことならば一人で居るがよい。時節を以て着物も與へなければならぬ。物の良否は第二の問題である。

第三は「當さに金銀珠璣を給與すべし」。で、金銀珠璣を有つて居たら與へよといふのです。先年何所かで此話をしたら或友達が手紙を寄越して、君があんな話をしたものだから、直ぐに家内が歸つて來て、お釋迦樣が仰しやつた、貴方の金時計を下さいといはれて困つたといふ。（笑聲起る）一つよりないのを妻君に取られては困る、あゝいふ話は注意してやつて呉れといはれた。是は大變戲けた話のやうであるがさういふことがありました。

第四は「家中の所有、多少悉く用ゐて之を付すべし」。家の中の所有物は多少の見計ひの付いただけ悉く留守を預ける妻に與へて置けといふので、是は必要です。小遣錢を與へて置かなければならぬ。慈善の爲に今こゝで五錢なり十錢なり與へると命ちが助かるといふことがある。これを今留守ぢやといふて見殺ろしになることが無いとも限らぬ。

第五は「外に於て邪まに傳御を蓄ふることを得ず」。是は妻たる者の心得の第三と同じ意味になると思ひます。妻が夫に對する第三箇條に「外に淫心あることを得ず」とある、それと同じ精神がこゝにあるので自分の可愛い妻と決めた女の外に邪しまに傳御を蓄へることを致してはならぬといふことであります。何か理由のあるのは許すかも知れませぬが、邪まにといふ字が主眼である。是で西の方が濟

みました。

今度北の方はどちらからでも五ケ條です。親戚朋友同志どちらも忘れないやうに、

其第一は「之が罪惡を爲すを見れば靜かに屏處に行きて諫め曉して之を呵止すべし」。之がといふのは自分の親戚朋友です。自分の親戚朋友が惡といはれるやうな事を見付けたならば衆人公座の中で辱める必要はない。靜かに屏處即ち自分一人居る所へ行つて戒め諭して之を呵止すべしといふので、是は私が矢張思出すのは德川家康公が駿河の府中へ隱居されて二代將軍秀忠公の御臺所に送られた消息があります。それに井伊直政の事がいつてある。それは「一、井伊兵部事平日言葉少なく、何事も人にいわせ、承居、氣重く見へ候へども、何事ぞ了簡決し候へば直に申ものにて候。取分け何ぞ了簡違ひか、ためにならぬ事は、皆人の居ぬ所にて、ものしづかに善惡申ものにて候。夫故後に何事も先內相談致す樣に成申候」といつて居られる。井伊直政は人が皆引いて仕舞つた後に殘つて、あれは斯うなさいと親切にいつて呉れたから、大に其親切に感じて後には何事をするにも先づ井伊兵部には內相談をするやうにしたといつて居られる。

第二は「少しき急あれば當さに奔り趣きて之を救護すべし」。親戚朋友中に僅かでも人手を借りなければならぬことがあつたら早速駈つけて之を救護してやれ。

第三は「有ゆる私語をば他人の爲に說くことを得ず」。是は面白い言葉である。誰にもまだ話さない君にのみ打明けて話す、是は他人へは言はないやうにといつた其言葉が筋の立たない事を內所でいつたならばそれは宜しくないと意見を述べて止めるまでゞある。それを自分だけに打明けて話して居る。是は他人へは無言で居て呉れといふ程までに向ふが賴んで居るに拘らず、朋友や親類の私事を貴方だけに話すなどと他人に話してはならぬ。口耳相屬すといふことがある。漏れないと思つても第一の口から第二の耳、第二の口から第三の耳と世間に擴がるから之を愼まねばならぬ。之を愼まぬと世間に面白くない事が出て來ます。是は內所事ださうだといふて又ズツト次へ傳はる。

第四に「當さに相敬難すべし」で今の弟子が師匠に對する五箇條の第一にも敬ひ難かれとあつたが、親類を始め友達も敬ひ憚る心がなければならぬ。

第五は「諸有の好物をば當さに多少之を分與すべし」。親戚朋友の好む物は幸ひ手許にあつたら互に贈るやうにしたら宜からうといふのです。

是で東西南北だけ濟みましたが、今度は主人と家來の心得、之を擴げて行けば君臣の道も論ぜられると思ひますが、何分此六方禮經の話の相手が街に住んで居る金持の檀那ですから人を召使ふ者の心得が先へ出て居る。

其第一は「當さに時を以て飲食せしめ衣被を與ふべし」。是は當り前である。主人が朝早く起きないで乃公は今朝は寛り休む、貴樣達は時間通り乃公に構はぬで食事をしろといへば、此家の主人は萬事氣が付くといつて難有く思つて働くと思ひます。

第二は「病瘦なれば當さに爲に醫を呼びて之を治せしむべし」。召使の者が病氣で休むことがあれば醫者を迎へて治療せしめよといふのである。是も古い新聞に出て居つたので誰と名は指さぬが、召使が病氣に罹つて親許が遠方である自分で病人を癒してやることが出來る方が叩き出した、誠に不親切な話であるといつて非常に新聞で攻撃してあつたことがありました。さういふことの無いやうにしたい。

第三は「妄りに之を撾捶することを得ず」。

第四は「私の財物あれば、之を奪ふことを得ず」。自分の力を出して働くに、人に召使はれる者が自分の貯金があらう筈がないこちらへ出せといつて取上げて仕舞ふ。さういふ事があつたと見へます。それで召使に財物あれば主人たる者が之を奪ひ取つてはならぬ。

第五は「分付の物は當さに平等ならしむべし」。召使の皆に與へる物は平等に分ち與へよ。勿論目に立つて別に手柄ある者に特別賞典をやるは別だが、仕着をする時などに依怙最負があつてはならぬ。

それから使はれる方の心得の第一は「當さに早く起きて大夫をして呼ばしむることなかるべし」。是は毎朝のことであるから、主人からサア夜が明けた皆起きろといふ風に毎朝起されて、それからさう口喧しくいふならば仕方がないから起きてやらうかといふことでは使はれる者の心得でない。それであるから朝は早く起きて主人に呼び起さしむる手數を掛けないやうにせよといふのである。

第二は「當さに作すべき所は、自ら心を用ゐて之を爲すべし」。何か用事があればこそ人が使つて呉れるのである。主人が見て居らぬからなどいふ心を出すのは以ての外のことであるから蔭日向なくやれといふのである。

第三は「大夫の物を愛惜して、乞丐人に棄捐することを得ず」。主人の物を大切にして愛し惜み、物貰ひに之は乃公の物ではない主人の物だ何んでもやるといふ風にやつて仕舞ふことでは他人の家に使はれない。

第四は「大夫の出入には當さに送迎すべし」。主人が用事あつて出る時は見送り、歸つた時は出迎へる、主人が今宅に居るか居らぬか分らぬことでは不都合である。

第五は「當さに大夫の善を稱譽すべし、其惡を說くことを得ず」。全體人の噂はいはぬ方がよいが、殊に主人の事を彼是いふな、それは主人の善いことを褒めるはよい、惡き方をいはないやうにせよと

云ふのである、是も私は斯ういふ風にいひました。（小冊子を讀む）「私は成るたけ人の噂をせぬ方がよいといつて居る。噂はせぬがよいが、併し間々噂が出ます。それで噂をしなければならぬ場合には主人の善はいつても惡をいつてはならぬ。其心がけがあれば主人も感心な者だと思ふ。そこで人間は折合が付くのである。井戸端會議などで隨分聲が高くなることがあつて、主人の耳に這入れば快いことばかりでない遂に怨みの重なることもありませう。そんなことは佛敎演說で聽かぬでもと思はれませうが、併し目の前の事を一人の長者の息子に釋迦如來が說きたまひた箇條だから、知る計りじやない守らねば所詮はない」て（未完）



資料

米麥の補助として用ふる馬齡薯の代算量に就て

醫學士　古瀨安俊

給與食糧に米麥以外の植物性食糧品を從來給與せし米麥に添加することは目下各地の監獄に於て行はる而して其の主なる目的は錢價の輕減にあるは勿論なれども同時に其の營養價を損するなきを保せざるべからず、米又は麥一升に對し幾何の馬齡薯を以て換算し得べきか、或は又米麥幾何に對し幾何の馬齡薯を加ふるときは其の營養價を損するなきか等は攻究すべき緊要の問題なりと信ず

外國米が含有する主成分は下の如し

	含窒素質 %	脂肪 %	無窒素有機物 %
白米	七、九〇八	〇、三二一	七二、二六五
西貢米	七、六二五	〇、四五三	七二、七四一
朝鮮米	六、六六五	〇、三八九	七〇、二八八
シヤム米	七、二八三	〇、五四八	七三、三一八
南安米	六、三九六	〇、三一一	七一、〇六六
ランゲン米			

次に大麥の主成分は下の如し

	含窒素質 %	脂肪 %	無窒素越幾斯物 %
大麥	九、九七	一、六三	七三、〇〇
壓搾麥	九、八〇	一、三二	七二、三二
挽割麥	九、六三	〇、三〇	七三、二二

而して以上の主成分の集成は元より同一種類の穀類に於ても例令ば同し西貢米中にても常に多少其の集成を異にすと雖も假に以上の營養素量を有するものとし西貢米と挽割麥とを採り米四分麥六分の割合に混じ一日一升を給與するとせば打算法による養價は下の如し

西貢米一升の重量　三七〇匁(假定)　即ち　$370 \times 3.75 = 1387.50$ 瓦

挽割麥一升の重量　二九〇匁(假定)　即ち　$290 \times 3.75 = 1087.50$ 瓦

今四分六分の割に混じ一人一日一升の量を給與せば米麥の重量下の如し

西貢米四合の重量　五五〇、〇瓦

挽割麥六合の重量　五六二、五瓦

而して以上の分量に含有する主成分の重量は下の如し

	蛋白（瓦）	脂肪（瓦）	含水炭素（瓦）
西貢米四合	四三、四九四	一、七六六	三九七、四五八
挽割麥六合の計	一〇六、三三〇	三、七二四	八七五、二一九
總計	一四五、八二四	五、四九〇	一二七二、六七七

次に本邦産の馬齒薯は千九百四年 Zipfel が歐洲産二百三十九種につきて分析せし所のものに比し其の主成分に於て稍々劣ると雖も下の如き營養素量を含有す

	含窒素物 %	脂肪 %	無窒素越幾斯 %
	一、四九	〇、一〇	一九、二二

而して現今馬齒薯を獄食に混ずるに當り或は一貫目を以て米一升に代へ、或は八百匁を以てし或は又七百匁を以て一升に代ゆ、今假に七百匁を以て米麥一升に對するものとし一日一升を給與する囚人に向て其一升中米三分麥五分、馬齒薯二分を以て組み立てたりとせんか其の營養素量と熱量は下の如し

	蛋白質(瓦)	脂肪(瓦)	含水炭素(瓦)	熱量
西貢米三合	三二、九一七	一、三三六	三〇〇、八〇三	
挽割麥五合	五二、三六三	一、六三一	三九八、〇三四	
馬鈴薯二合ノ割(一四〇匁)	七、八二三	〇、五二五	一〇〇、九〇五	
計	九三、一〇三	三、四九二	七九九、七四二	
熱量	三六九二カロリー			

	蛋白質(瓦)	脂肪(瓦)	含水炭素(瓦)	熱量
挽割麥六合	六二、八三六	一、九五八	四七七、七六二	
計	一〇六、三三〇	三、七二四	八七五、二一九	
熱量	四三五、九五三	三三、八八八	三五八八、三九八	
計	四〇五八カロリー			

故を以て馬齒莧を以て米麥に代用し馬齒莧七百匁を以て又は麥の一升と代算するときは其の營養素量及び熱量に於て下の減損あり

	蛋白質	脂肪	含水炭素
米麥	一〇六、三三〇	三、七二四	八七五、二一九
米、麥及馬齒莧	九三、一〇三	三、四九二	七九九、七四二
	一三、二二七	〇、二三二	七五、四七七
減損熱量	三六六カロリー		

以上の如くなるを以て馬齒莧七百匁を以て米麥一升に代算するは合理ならず然らば馬齒莧幾何を以て米麥に代算し得べきか抑米と麥とを其の成分上對比せば麥は米よりも其の營養素量は分析上高し然れども吸收せらるゝ量に至ては米に於て優かに大なるものあり即麥は不吸收量大なるものにして更に精しく云へば米麥が含む其の主成分の各の不吸收量が米麥の間に於て差あり試に蛋白質の吸收量を比するに米は七九、三%にして麥は四〇、七%なり、更に又馬齒莧は調理法の如何によりては其の損失量に多少を來す即ち大切の損失量は窒素三二、二%なるに餡の狀態となして與ふるときは一九、五%の損失量を示すを以て馬齒莧幾何を以て米麥幾何に代算し得るかは未だ俄かに定め難き所のものあり然れども節約の要は主として米の節約を以て其の實を擧げざるべからず、今打算法による米一升に對し馬齒莧幾何を以てすべきかは下の計算による

	蛋白質	脂肪	含水炭素
西貢米一升ノ營養素量	一〇九、七二四	四、四五四	一〇〇二、六七七
熱量	四六〇一カロリー		
馬齒莧	五五、八七五	〇、三七五	七二〇、七五〇
熱量	三一八五カロリー		

故に馬齒莧一貫目は未だ其の營養素量に於て米一升に代算する能はず卽一貫百三十匁に至て略同一の熱量を示すに至るものとす、然れども事實上馬齒莧を此の分量に於て加へたるものが果して米の同一程度の養價を有するや又此の分量に於て加へ得べきか、或は如何にせば馬齒莧の苦味(イゴキ味)を去り得べきか等は各實地家の見解を待つて決すべきことなりとす

猶ほ米麥に馬齒莧を加ふるときは更に多少の鹽を加へて其の味を佳良にすべき必要ありと信ず之れ或は比較的長く給與するも嫌惡の念を發する少なかるべければなり

最後に菽類を米麥に混ずるは蛋白を多量に含有すること植物性食物中第一位にあるを以て利益多し只其の錢價の廉ならざると纖維素の被膜が消化困難なるとの缺點あり然れども後者は其の調理法に注意することにより吸收量を增大し得るを以て便宜給與の法を改むるは利益多かるべし

菽類の主要成分は下の如し

	蛋白質%	脂肪%	含水炭素%
本邦産大豆（平均）	三四、七〇	一八、〇〇	二七、六九
小豆（北海道）	二二、九七	〇、三八	五一、六七
豌豆	二三、六九	〇、五六	五一、〇三

故に若し穀類を以て米麥の一分を代償せんと欲せば前例に倣ひ少くとも代算法によりて豫め代算量を定め置くこと元より必要のことに屬す

又馬齒薯に次ぎて甘藷を混ぜんと欲せば甘藷（白）が下の主要營養素量を含有することを考へ前例に倣ひ其の代算量を豫定すべし

	含窒素物%	脂肪%	無窒素越幾斯%
甘藷（白）	一、三九	〇、一〇	二八、七七

以上を總括して米麥の補助として馬齒薯其他の植物性食糧品を混和するに際しては常に其の營養素量に注意し出來得る丈熱量の減損を來さざる程度に於て給與するの注意なからざるべからず

附言

麥一升に代算すべき馬齒薯の數量は米と同一算法を行ひ打算をなすべし

談叢

在監人の增加と罪石問題

森典獄談

七月三日市ヶ谷監獄に赴く。前日は梅雨伯掉尾の勇を振ひ、晝より夜に懸けての豪雨、霈然盈を覆すが如く降りければ、本日は霽るゝと思きや簷を遶る點滴琴筑の聲を絶たず、されば聊か踟躕せしが前約ある事とて濛々裡に發足せり。新宿より中野に到る間の景物寔に是れ平凡、柏木驛の邊遙に秩父一帶の峯巒を烟雨糢糊の中に望み、東田插秧後僅かに旬餘雨を帶びて翠色倍濃に、西圃南瓜の花萬綠叢中黃一點ありて畵趣を成す、中野驛より十丁餘を距れば市ヶ谷監獄に到るべし、典獄の說く處に據れば、市ヶ谷監獄は名の如く牛込市ヶ谷に在りしを、新築の必要より地を爰に相して移りしものなりと、されば幕府の建造に係る監房今猶依然、此處の一隅を占據して傳馬町時代を偲ぶべく、又事務所の如きも古色蒼然、一見して傳馬町時代幷に維新當時の物たるを知るに足る、而して新築中なる獄舍は、去る四十三年三月起工せるものにして、既に外圍は赭色の煉瓦塀にて全然出來し、又た稀有の廣大なる雜居房や工場獨居房も成功に殆く、唯廐に事務所と中央看守場炊事場等を餘すのみにて、明年頃竣

工するに至るべく、出來の曉は設備の完全なる建築の堂々たる一城郭を現出すべし。生は此普請を觀て感嘆せる二事ありしを告げざるべからず、幷はかく面倒なる、かく進捗せる工事が、殆んど總て囚徒の手に成りし事と。他は外圍の矮小なる、監房の粗雜なる、殊に工事中自然拘束の寬なるにも拘らず、一人の逃走者なきを聆ける事是なり。而して逃走の虞ひは建物の堅牢なるに非す、設備の嚴重なるに非す、即ち形式の完備に非ずして全然人に在ることを知曉せり矣。典獄が忙中を割愛して談話及び案內の勞を取りたる厚情を謝し、月暗き初夜蕭々細雨を冒して歸途に就く、門を出れば杜鵑一聲在雲間。(蜻洲生)

▲大阪監獄の改革　憲法發布前の多忙な政治界で、新進氣鋭の故伊藤公が大命を奉じて內閣を組織し、斷乎官制の大改革をした明治十八年の七月であつた、予は大阪府の警部補から大阪監獄の書記に轉任し、作業課長を拜命した、恰かもこれと同時に典獄副典獄各課長分監長等も更迭されたが、其中で典獄櫻井義起、副典獄新妻駒五郎の兩氏は大阪府警部より轉じたのである。

かゝる一種の改革を意味した此事件の動機は何であつたか、從來大阪監獄では破獄逃走、暴行逃走等頻々續出した、かく逃走が多かつたからこれを戒飾したのが主たる原因であつただらう。時の知事は建野鄕三氏で、氏は永く外交官として英京にも駐在し、外國の監獄制度や事情の一斑は心得て居つたらしい、予も亦同知事より監獄事情の談を聞いた事もある、兎に角種々の弊害を矯める爲めに更迭を斷行した。

▲宛然拷問の實行　偖て愈就職して實際を調ぶると、轉任前に聞いた事實とは大に相違して居つた、成程逃走などは屢あつて戒護力の鈍かつたのを曉つたが、事務の取扱は案外に整頓して居つて差支がないのである、唯だ一つ異樣の感を抱いたのは、戒護官吏が囚徒を打擲することで、これが甚だ多い、假令ば一寸看守の命令に背くも直ちに獄則違反として處罰する、即ち必要なきに縛り上たり、理由なきに毆打するなどして、殆んど懲罰の附加刑たる如き觀あらしむるのは、甚だ峻烈酷薄理不盡の沙汰で、宛然昔の拷問風を再演するが如くであつた。

▲作業の撰擇に苦心す　當時大阪監獄の作業は單に請負業のみであつて、而して大部分の仕事だるや蔞細工であつた、それに次ぐのが燐寸製造である、何故好き仕事を授くる事が出來ぬかと云ふに、其前年迄は勘からぬ資本を投じて種々の物を製造し、且つ監獄自身の手で其製造品を賣出したのだが、所謂役人商賣で利益がないばかりか、時勢に合はぬ品が多分あつて廩支となり、腐蝕したり敗毀したりして損害を來たし、結局疲勞儲に終つた、斯樣な譯で直營は可ならず、ソコデ請負に始めたが、前述の如く半數以上が蔞細工であつたのだ、予は轉任以來作業と云ふことを絕へず念頭に置いて、何とかして囚人に良き仕事をなさしめ、一方に於て收益を多くしたいと考へ、焦心苦慮漸次に作業の種類を撰んで改良した。在職五ヶ月、監獄分課の改正があつて、庶務用度作業戒護の四課の中作業課を廢し、其管掌事務を用度課に併合する事となつたと、同時に予は奈良分監長を命ぜられた。

▲犯罪人の激增と收容　そも奈良分監の監房たるや、六疊敷の雜居監房十六箇ありて、一箇八人詰と

し百二十八名の定員であるのを、二百八十人計り押込めたから宛然で鮨詰である、這は言ふ迄もなく犯罪人が激増せしに因るのだ。

然而何故かく犯罪人が増加せしか、刑法は十五年に實施された、新律綱領や改定律令の下では、體刑としては主に笞刑杖刑であつたから、在監者といへば未決囚が大部分を占めて居つた、然るに新刑法では體刑も増したが、更に禁錮刑なる自由刑があつて在監者が増加した、それで十八年頃は非常の激増を見たのである。

爰に於て乎監房増設の必要を來たし、大阪府會に對つて増築案を提出し其費用を要求したが幸に通過し、奈良分監は雜居監房三棟（六房）を建築する事となつた、サテ十九年に出來して罪人を收容して見たが、滔々として増加せる多數の罪囚を如何にして充たし得べけんや、ソコデ到底進んで收容を完ふする能はずんば、寧ろ退いて之を防ぐの策を講ずるに若かずと、本監と協議の末、これには囚徒を苦役せしむるより外途なしと、百方考究の結果一の名案をこそ案出した。

▲氣息奄々負罪石　寔に其良策こそ他に非ず罪人に重き石を負はす事である、そは木で枠を製し、其枠に石を載せ、繩で括りてそれを背に負はせるのだが、年齡や體質の强弱を斟酌して、二貫目より十貫目迄の範圍で適當と思ふだけ負はしめ、そして廣庭で二時間計り宛徐歩的に運動せしめた、雨天の際は工場内で起立せしめる、石を負はしめられた連等は、げに牛が重荷を載せて喘ぎ〳〵遠を行くが如く、如何にも苦しそうである、殊に三伏鑠金の夏時などに至つては、流汗淋漓氣息奄々見るも氣の毒な樣であつた。

這箇の事、素より作業に非ずして、一種の苦役であるが、これを知事に謀りたる時、知事も賛成して、英國にても曾て此種の事ありたりと話された。

サアこれが圖星に中りて、實行以來囚徒の入監が殆んどなかつたから、月々非常の數を以て減少していつた。

▲果然非難之聲如雷　處が物は一方に縮むれば、一方に伸るもので、鄰の兵庫監獄や、近き京都監獄に於て非常に罪人の増加を來した、これでは堪らぬと考へた兵庫が、先づ見倣ふて罪石を初め、次で京都も亦之を眞似た、然るに此事たる初は秘密に行ひたるものなるが、各監獄にて倣ひ初め、世間でも知つたから、新聞や社會から駁撃非難の聲が高まつて來て、遂には代言人組合等法曹界の問題となつて、喧々囂々其非を鳴らすに至つた。而して一方吾々に對して、種々其不法なるを以て撤去せよと迫つたが、吾々は囚人處遇法として何等疾ましき處はないと撥付けたれば、果ては渠等は知事に說きて其不當なるを訴へた末は、知事の責任問題とまでなり懸つた、ソコデかくまで輿論の聲が大に、世間の反對を招くものならば、强いて行る必要もないから、一時廢めることゝなつたのは十九年の十一月頃であつたらう、そうすると之を眞似た兵庫や京都も、間もなく止める事になつたのも可笑しい譯だ。

偖之を止めると復た囚人がぼつ〳〵増加し出した。

▲責任解除　同年の十二月一日の發令で奈良縣を置く事となつた、當然の結果として奈良分監は奈良監獄となり、從てさしも喧しかりし罪石問題も責任解除となつた。

罪石は、正に囚徒を苦める方法として案出したものに相違なく、又それとしては黃絹幼婦といつて可いが、寔に苦役中の苦役にして、吾々も一片同情の涙袖を霑すを禁じ得なかつた、而かも功能は憶にあつたと思ふ。

▲木魚と濡衣　奈良監獄在職中の事であつた、在監女囚が放免出獄後監視執行中、警察で腹の特に肥大せるを認められ其何故なるやを訊問された、彼は答へて曰く、在監中某看守より特別の御最負を受けた、元より餘り好きな譯でもなかつたが、御役人樣の御命令で、餘義なく其求に應じた、其因果が恁の如く迫出せりと、依て警察署長から予に照會して來たから、予は先づ該女囚を召喚して鞫問した處が女囚は恐る〳〵眞に這は警察にて申上げし通り、某看守樣の仰を聞きたるため、かく木魚となれりと、予は訝しさに堪へず、然らざるべし虛構ならんと云へば、彼は強いて然なり〳〵と陳辯して止まず。ソコデ仕方がないから某看守を取調べたが、其家庭と云ひ、品行と云ひ、敢て不良なりと云ふに非ず、殊に妻子もあつて其樣な事は爲そうもない、故に之を醫師に診察せしめたるに姙娠に非ずと、更に婦人科の專門醫に見せたがこれも否と、又產婆にもかけたが左樣でないと言ふ、尙念入に再應之を診斷して見ると、思きや脹滿病であつたことが分明つた。彼は何故にかく虛事を言立てのだか分らぬが、某看守こそ迷惑にも飛んだ濡衣を着せられたものだ。

▲必竟是阿堵物　監獄則は、十四年に改正せるものと二十二年に改正せるものと大差がない、勿論形式即法文の上からは、寔に金科玉條燦然章を成して完備したが、實際に至ては敢て進歩の狀を呈せしと云ふ能はずで、而かも其進歩たるや遲々たるものである、併し乍ら監獄費が地方支辨の時と、國庫支辨となりて統一せし時とは、總ての點に於て甚大の差異なきに非らずだ、纔つて思ふに如何に名案妙策あるも、如何に高論卓說あるも、費用が要るから實行されないのだ、千奇萬巧必竟これ金の問題である、唉金なる哉金なる哉だ。



統計

明治四十五年五月末日現在々監人員表

（△ハ減）

	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	前年比較
刑事被告人	四、〇七九	二四四	四、三二三	四、六九六	五、三〇二	△	九七九
受刑者	五八、一〇一	三、〇九八	六一、一九九	六一、四四〇	六六、二二〇	△	五、〇二一
勞役場留置者	九七四	一二四	一、〇九八	一、〇八四	一、一九九	△	九三
懲治人							
携帯兒	四三	三二	七五	七七	七八	△	三
監獄	三、三〇六	三、二五三	六五、六五九	六六、二九四	七一、八七八	△	六、二一九
警察署留置場	一九二	八四四	一、〇三六	一、〇〇三	九二一	△	一一五
總計	六三、一九七	三、四九八	六六、六九五	六七、二九七	七二、七九九	△	六、一〇四

備考　本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

	刑事被告人	受刑者	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	前年比較
清國男	一四	三七	五一	五六	三七三	△	一八
英吉利男		一	一	一	一		
露西亞男		四	四	四	四		
總計男	一四	四二	五六	六一	五四二	△	一九

明治四十五年五月末日現在受刑者罪名表

（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	前年比較	本月中ノ新受刑者	増減	前月比較
竊盜	二七、一五五	一、二二四	二八、三七九	二八、五七二	二九、〇四五	△	一九三	△	六六六	一、六二二	△	一〇二
強盜	三、二三五	一〇	三、二四五	三、二一七	三、五二三	△	二七八	△	二七八	五六	△	二七
賭博及ヒ富籤	五、〇七五	二二〇	五、二九五	五、五九四	五、九一七	△	二九九	△	六二二	八一一	△	二八四
詐欺及ヒ恐喝	七、五〇九	二四六	七、七五五	七、六九三	七、八八三			六二	△	一二八	六八二		三七
橫領	二、九六六	七四	三、〇四〇	三、〇二六	三、四一二			一四	△	三七二	三七六		二七
贓物ニ關スル	六九一	八〇	七七一	七五七	一、〇〇一			二四	△	二三〇	一〇〇		七
毀棄及ヒ隱匿	一〇一	一	一〇二	一〇〇	一二一			二	△	一九	一五		五
通貨僞造	三五〇	九	三五九	三六〇	五六七	△		一	△	二〇八	九		三
文書、有價證券僞造	一、八二三	五四	一、八七七	一、八二二	二、二八九			五五	△	四一二	一九八		一一
印章僞造	二一七	三	二二〇	二一八	三六九			二	△	一四九	一一		六
僞證及ヒ誣告	一八二	三	一八五	一七〇	一九三			一五	△	八	四七		二四
瀆職	九五		九五	九〇	一一八			五	△	二三	七		二
猥褻姦淫及ヒ重婚	四〇一	二五	四二六	四〇五	四四六			二一	△	二〇	三六		九
傷害	一、八六三	三一	一、八九四	一、八七八	二、三六一			一六	△	四六七	二一九		三二
殺人	二、五五五	二一二	二、七六七	二、七五〇	三、一七七			一七	△	四一〇	四六	△	二一
嬰兒殺	六二	一六〇	二二二	二三四	三七三	△	一五一	八			八		〇
逮捕及ヒ監禁	二二	七	二九	二七	三四	△	二	五			三		三

明治四十五年五月末日現在在監人員監獄別表

（△ノ減）

監獄名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合計
東京	六三七	九四七	七一			一、六五五
市谷		一、〇九三				一、〇九三
巢鴨		二、七四九				二、七四九

法

	墮胎	公務執行妨害	逃走、犯人藏匿及ヒ證據湮滅	騷擾	放火	住居ヲ侵ス	略取及ヒ誘拐	陸海軍刑法	諸森林法	規徵兵令	則郵便及ヒ電信法	警察犯處罰令	以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯罪	總計
東京	三七	九五	六〇	五七	一、六三三	一七七	一二六	五五	二九二	四〇	五三	六八五	四八九	五八、一〇一
市谷	九一	二			三三〇	一	二〇					二六五	三〇	三、〇九八
巢鴨	一二八	九七	一〇〇	五九	五八	二、三七六	一七五	一六五	八二	四六	八〇	九九八	四八八	六一、四四〇
計	一三三	一〇〇	五九	五八	二、三七六	一七五	一六五	八二	四八二	四六	八〇	九九八	四八八	六六、二二〇
增減	△一七四	△五	△四六	△二二	△五	△一五	△二	△一	△一九〇	△六	△二七	△八	△一七	△二四一

統計

關	區	縣	監獄名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合計
東	東海	靜岡	靜岡	四〇	一一三	二一			一五四
東	東海	岐阜	岐阜	二二	七二二	三			一〇二九
東	北陸	新潟	新潟	三七	九三四	二三			一、〇〇九
東	北陸	福井	福井	一五	三八三	八			四〇六
東	北陸	金澤	金澤	二七	五四四	三			五七六
東	北陸	富山	富山	一五	三二七	四			三四六
東	北陸	宮城	宮城	一四九	一、一〇九	六七			一、四七九
東	北陸	島	島	九二	一、一〇九	一二			一、一二四

區	東北區				西區							四國區			長崎
縣	岩手	青森	山形	秋田	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	岡山	廣島	鳥取	島根	德島	高知	愛媛	香川
一	二一	二六	六九	五〇	六〇	八	三二三	四〇	三九	二二七	二一二	二九六	四〇	二八	四〇	一四	一八一	二一二	二八二
二	四七二	六三三	八五〇	七六〇	一、五一七	二、九九九	四二五	八三三	七六〇	二、三五三	一、一四四	一、六三〇	一、一七三	六九四	六五〇	八一九	九四七	九八二	九〇五	一、六八〇	一、九一四
三	三五	一一	一八	四五	五五	六二	一〇〇	二〇	二七	四二	三一	七	六	四	二〇	二三	三四	二九	二五	六七	
四																					
五	一	五	三	一		六		二	三	五	一				一	一	一		四	一	
六	一五二九	六七一	九四二	八五八	一、六三三	三、〇〇七	八一五	八八三	八二一	二、六〇七	一、三〇一	一、九六二	一、二二〇	七二九	六九四	八五七	一、〇一六	一、〇三九	一、〇四七	一、八九〇	二、二六四

區	九州區									沖繩	北海道			總計		增減（前月ニ比シ）	増減（前年ニ比シ）
縣	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩	監獄	留置場	計		函館	札幌	樺戸	網走	十勝		
一	五七	四五	三九	七七	一一〇	五	四、二一五	一〇八	四、三二三	四、三二三	八九	一一八	—	三	二〇	三七三	九七九
二	八三五	六八四	八八二	五六七	七六一	三八九	六〇、二八八	九一一	六一、一九九	六一、一九九	八〇〇	一、三九二	一、二七四	一、一〇六	一、一二八	二四一	五、〇二一
三	一八	二	二一	七	三九	—	一、〇八一	一七	一、〇九八	一、〇九八	九	二二	—	—	三	一四	九三
四																	
五	一	一	—	—	—	—	七五		七五	七五	二	二	—	—	—	二	三
六	九一一	七三二	九四二	六五二	九一一	一、五〇六	六五、六五九	一、〇三六	六六、六九五	六六、一〇四	九〇〇	一、五三四	一、二七四	一、一〇九	一、一五一	六〇二	六、一〇四

說林

●好殺者の心理　殺人を好む者の心理に就てセンフ氏の述べたるものを人性に於て抄譯せる處を見るに好殺者を以て三種に分類せり

好殺者を分つて三種とす、第一種に屬するものは、機性者を虐殺して爰に性慾の滿足を得るものにして、かかる行爲を行ふ者は、その機性に對して性慾的行爲をなさんとするものにあらず、唯これを威壓し壞滅せしめんことをのみ希ふ、即ちその性慾が、純粹なる壞滅行爲を生ずるなり、然ればこの際に於ては、性慾は即ち破壞慾となる、然るに第二種のものにありては、正常の性慾的行動と共に破壞慾存す、然ればこの際に於ては、性慾的行動によりて性慾を滿足せしむることなく、性慾を滿足せしむるに先ちて破壞慾を滿足せしむ、以上二種類は、その何れたるを問はず、暴行によりて滿足を得る次第なるが、第三種に至りては、暴行は滿足を來す手段たるに過ぎず、然れば、犯者は、自己の性慾の滿足を得んが爲め、他の肉體的及精神的苦痛を見て快なりとするを以て、機性に對し死に至る迄殘酷に苦しましむ（人性）

●蚊、蚤、蠅、蚊蚤蠅の三者は夏時に於て晝夜吾人を苦むるものにして當に五月蠅のみならず諸種の病氣の媒介を爲す衞生上極めて大なる關係を有する者なり故に一通り之を心得置くは時節柄頗る有益の事なりと思考すればにや阪谷新東京市長も爰に顧みて第一着に蠅に關する訓諭ありたるは市政上寔に當を得たりと信す近頃朝日新聞に掲げし宮島博士の之に關せる有益なる談を轉載せんに

▲蚊　にはマラリヤ熱や黄熱や又は絲蟲等が媒介する恐ろしい奴が居るから大に注意せねばならぬ、普通の蚊は夜出るが藪蚊は晝でも出る、マラリヤを傳染さすのは夜出るやつで黄熱は晝出るやつである、血を吸ふ蚊は雌に限つて居るので雄は棄所あたりの暗がりに飛んでゐるのがそれだ、雌は大概天水池、行潦等に産卵するがマラリヤを傳染さす蚊は川や池の清水の上に卵を産む、産卵數は一回に百から三百に上り、多くはバラ〳〵になつて水上に浮ぶものであるが、時としては一團をなしてゐる事もある、夏の眞最中なら一二日の中に子孑になり水中のバクテリヤを食つて發育する、其爲めに水中の不純な分子は食ひ盡されて綺麗になる夫故子孑の居る水は決して腐敗せぬ、子孑は常に水面に浮沈してゐるものであるが、之は空氣を呼吸する爲で、始終水面に顔を出すのである、之が蚊の驅除法に最も大切な事である、即ち空氣を

遮ふ道を斷つて終へば子孑は自から死んで仕舞ふ譯である夫れで粗製石油を水面に撒けば石油は一面に水表に瀰漫し氣孔を閉ざすから子孑は窒息して死ぬのである

▲夏の暑い時分なら卵から蚊になるまで十二日から十四五日を要するが、蚊の壽命は雄が最も短かく雌は比較的長命である、之は即ち雌は産卵して子孫を繁殖させなければならぬ職務を負されてゐるからで、雌に限つて血を吸ふと云ふ事も全く産卵に必要なるためである、秋生れの蚊は冬を通り越して翌年迄其果敢ない姿を障子の陰に潛ませて居るのを見る事がある、東京市内に居る蚊はマラリヤを傳播さす蚊と種類が違ふ、其羽根は暗褐色で口嘴が太くて長いから容易に見分けが附く普通の蚊は壁に止まる時に壁と平行になるが、前記の暗褐色の羽根を有してゐる蚊は斜めに止まる

▲前述の如く蚊の發生する處は多く、天水桶、溝等排水のよくない場所であるから發生豫防としては第一に排水をよくする事である、若し排水の出來難い場所には粗製の石油を撒いて子孑を殺す但し池などに石油を撒くと水が腐敗する恐れがあるから、斯る場所には鯉とか金魚とかを飼養して子孑を食はせ自然的豫防法をやるのが得策である、室中の蚊を驅除するには硫黄を燻すのが最も有效だが、硫黄の臭氣は人間の堪へかねる處であるし且は器物等に損害を與へる恐れがあるから此方法は餘り實用的でない米國邊では窓や入口などに金網を張つて蚊の侵入を防いで居る處があるが之は却て面白い工風だと思ふ

▲蚤　が何故危險であるかに就ては今更說明する迄もあるまい先年大阪地方にペストが流行した際蚤の危險なる事は一般に知られた筈であるから蚤に就いては大略を述ぶるに止めよう

▲日本の家屋には殊に蚤が多いし又人蚤とは別種な犬猫鼠等につくものが五種類程居る、此等の雌は圓形で暴粟のやうに小さい卵を一回に八百から九百位迄産む、四日乃至六日幼蟲になり汚塵の中で動物質の廢物を攝取して生長する十日乃至十二日を經過すると蛹になる、蛹は抵抗力が強く一寸した事では死なぬ、夫から五日乃至十二日目に初て蚤となるので卵から四週間乃至六週間を要する譯である、發生の時季は夏の末から秋の始めまで最も多く出る、蚤の壽命は四十日位が關の山で血を吸はずにゐても二週間は生きる、之が寒い時になると血を吸はなくとも隨分長く生きてゐるものがある

▲ペスト流行地に就て研究した處によると、ペストの流行した年は例年に比して蚤の發生が多い、而してペスト患者のあつた家には必ず鼠が多い事を發見した夫故鼠と蚤とは相連關して傳染病の基を作るものと云つてよい、驅除方法として今日一般に用ひられてゐるのは蚤取粉であるが之には除蟲菊から製したもので蚤を一時痲痺せしめるより外に効はない、最も良い方法は清潔法を行ふ時に摩埃を燒き鼠の巢又は其通り路に熱湯或は揮發油、粗製石油、デスフエクトール等を注いで殺して終ふのが一番いゝ方法である

▲蠅　埃及邊には「クロッシュナー」と稱して睡眠病を傳播する恐ろしい刺蠅があるが日本には幸ひ斯樣な惡いのはゐないが、然し普通家蠅程始末の惡いものはない、何でも彼でも汚い口をつけて腐敗した物には群集して卵を産みつける、其卵から蛆が湧く血こそ吸はないが糞便を好んで嘗める、其儘飛で來て飮食物に群集するのだから傳染病の黴菌は容易に傳播するのである、家蠅を研究して見ると可なり種類が多い、家蠅の外に金蠅銀蠅の光るものもある、其口には人間の舌の如き伸縮自在の口器を有し、其表面には多數の襞を有し物を嘗めるに適するやうに出來てゐる、六本の足には毛が密生してゐるから、口と足とは病毒を傳播するに最も都合よく出來て居る

▲家蠅の最も多く發生する場所は馬糞で塵埃捨場其他植物性の腐敗物や溫氣があつて醱酵作用の起り易い所等にも多く發生する一匹の蠅が産む卵の數は百から百五十で之が夏の最中なら十二時間位で孵化してうじになるうじは白色筒形のもので盛に腐敗物を喰ふ間もなく蛹となるが之は比較的固い皮を以て蔽はれてゐるから容易に死なぬ、卵から一匹の蠅になるまでは五日乃至十日を要するが親蠅は一生涯の中に二度も三度も産卵するから忽ち多數の子孫が繁殖する其生涯は短くとも一夏の中には斯くして幾代もく交代するから其數は驚く可き多數に上るのである

▲蠅は人間の喰ふ物は何でも喰ふ、一として蠅の嘗めないものはないのであるから從つて危險の範圍も甚だ廣い其中最も恐るべきは蠅が好んで新しい糞便を嘗ることである、糞便を嘗めた蠅によつてチブス、コレラ、赤痢の如き細菌が容易に人體に入る事となる、現に蠅を一匹捕へて其體に附着せるバクテリアを調べて見ると實に六百六十萬といふ驚く可き數に上つたといふ事が報告されてゐる、同じ理由で腸チブスの患者がゐる室の蠅に病原菌の附着してゐる事は屢々明證された事實である又結核菌の如きは盛に傳播されて傳染病の蔓延を助長してゐる事は實際の統計に就ても明かな所である

▲歐洲では下水の設備が完全であるから腸チブスに罹つて死ぬ人は少いし且夏冬などの季節に依つて罹病者數に大差がない、米國は下水の設備が不完全であるから季節に依つて非常な差がある即ち七八九の三ケ月には腸チブス患者が一番多く寒くなるに從つて減じてゐる紐育、市俄古、費府の如き大都會でも斯かる狀態を免れぬが、伯林に行くと樣子が全然違ふ伯林は下水が完全してゐるから季節に依つての增減は甚だ少い、而して各國の斯かる事情から歸納し得た研究の結果として腸チブス患者の增減は全く蠅の發生と平行してゐる事が明かになつて紐育市の調査に依ると六月から七月にかけて增加し八月に減じて九月に入つて再び增加してゐるが丁度之が同市に於ける其月の蠅の發生高と平行してゐると云ふ事である

●東京にして見ると八月から腸チブス患者が增加して九月十月に於て最多數に達するのが例であるが是即ち日本の夏に於て蠅の發生が激甚で其爲に病原菌が蔓延するのである、實に腸チブスのみならず幾多の傳染病も蠅に依つて媒介さるゝのであるから蠅を閉却しては傳染病の豫防は不可能である豫防法及び驅除法としては先づ第一に日本の便所の設備を改良したいものであるが然し此事は中々困難なことであらう、蠅取瓶、蠅叩、蠅紙などは從來用ゐられてゐたものであるが其他簡單なものでは砂糖水の中にフオルマリンを交ぜて置めさすと直に死んで終うが要するに斯う事は消極的な方法で寧ろ蠅の發生を妨げた方が早道である塵埃箱を淸潔にして一週間以內に必ず取り淺ふ事にし、其後に熱湯や又は適宜の殺菌劑を注ぐ等は有效なる方法であらう（東京朝日新聞）



寄書

再び祖先崇拜に就て

本篇は六月廿六日修養館に於て石井典獄が再び祖先崇拜に就き講演せし大要を錄せしものに係る

千葉　石井光美

吾が敬愛する所の友僚諸君本日の論語講話中圖らずも又孟懿子、孟武伯、子游、子夏等の孔子に對し孝道を問ひたる章に際會したるを幸として拙生は玆に再び祖先崇拜の要義に就き諸君の考慮を煩さんと欲するものあり前回已に述べたるが如く忠孝の二字は倫理の根本觀念にして吾人は殆んど先天的に心裡に移植せられ忠孝の二字に對しては何人も感奮興起せざる者なく之を以て萬一にも忠臣孝子の事蹟につきて講義を放つものありとせば俱に

天を戴かざる仇の如く悲憤慷慨せるものあるの有樣は往々新聞雜誌にも散見せられ一大騷動を惹起せし事例は決して乏しからざる所にして諸君の亦能く知る所なり歐米に漫遊せる者は歸來多くは彼の國俗に於ける父子間の敬愛は夫婦間の愛情に似ざる實狀を慨歎せり元より風俗慣習の異なるものありとは云へ吾人の眼には奇異に反映せらるるを得ず餘り深入するときは餘論に渉るを以て單に一片の感想に止め玆に言はんと欲する一事は我國の監獄法第二十五條に「父母の訃に接したる者は三日間其就業を免す」とあり囹圄の裡に呻吟せる彼等に對しても此の恩典あるは吾國風の忠孝本位なるを知るべく外國の監獄法には之等の規定あることを見ずと聞くに就ては一層感懷を深くせざるを得ず正しく是れ祖先崇拜の要義より出でたる法文と云ふの外なきを信せんとす

西哲言へることあり曰く「道德なき政治は國家を滅亡す」と由來監獄行政は嚴正に刑を執行するに在るは勿論なりと雖も自由刑は單に身體及び耳目を拘束するに過ざるものとせば自由刑の意義も餘りに淺薄にして恰も飯上の蠅を拂ふが如く去るかと思へば復た飛來りて行刑は一種の蠅打具を弄する兒戲に類せんとす宜なり各國監獄法典には夫れ〳〵訓誨敎育の規定ありて一面に於て嚴正に懲戒を加ふると同時に他の半面に於て敎誨敎育を施し不良の心地を開拓し感化歸善の道を講ずる點に於て各相一致せり飜て刑法を繙くときは亦一種の德政主義より割出されたる法條の存することを散見すべし即是れ刑は救濟的性質を含むべき原理に基き徒らに羈束維罰して滿足するものならざるや論なきなり刑法中刑の執行猶豫制度の如き假出獄制度の如き皆是れ道德的規定にして國家が如何に

犯罪人に向て心術の改善を望むの切なるやを察知すべきなり拙生は常に謂へり監獄行政の神髓は犯罪人の出入拘束を取扱ふべき事務にあらずして懲戒感化を加へ人物の改造を圖り再犯を防遏し治安を維持すると共に生產的增進を期するものにして國家の目的は行政と云ひ司法と云ひ一にして決して二ならざるなりと憶ふに德政なるものは單に愛撫而已の謂にあらずして懲戒を加ふべきは之れを加へ遊惰の者に對しては激勵して勤勉ならしめ狡猾者は正義の何物たるを知らしめ結局身を修め家を齊へ天下の良民として恥づるなきに至らしむるは德政を布くの極意たらずんばあらず。（未完）

常識の明

（看守の常識）

尾原靜乘

近來の流行語なる常識を今日の話題と致します前回の理想の品性(四)意志(イ)常識の明に續く話しと御承知ありたい、サテ常識とは通常の智識と云ふ略語らしい、此の常識と云ふ中には一般的常識と部分的常識との區分が出來る一般常識とは人類としての常識、國民としての常識、社會の一員としての常識等を意味し部分的常識とは農民としての常識、商人としての常識、若しくは醫士としての常識、宗敎家としての常識を意味します、然れば私しの標榜する看守の常識なる事も部分的常識に屬します

又た此の常識なるものは時代と共に推移する譯で、十八世紀の常識。十九世紀の常識。廿世紀の常識と成らねばならぬ然れば明治四十年の常識は明治四十五年の常識としては不備の點、不完全の點が出來て來る次第である。斯樣な理屈で有るから常識なる語は平凡通常の意味なれども常識の人

と曰はれ常識の明を具する決して平凡の事でない所謂時代の推移に伴ふ研究と修養が必要で有る

福澤諭吉先生の門下へ新らしい弟子が來れば先生は新弟子に對して先づ第一に質問の矢を放たるゝ、其の弟子が農家の息子で有れば種子の選良とか播種の季節とか肥料の方法とか農家として最も大切なる而も農民として知らざるべからざる事を尋ねらるゝ、又た新弟子が商家の息子で有れば、物價の事とか金融の事とか取引上の事とか必らず商家として商人として重要なる事先づ知らねば成らぬ事を尋ねらるゝ、乃至軍人に對しても僧侶に對しても同一の筆法である、要するに是は常識の試驗で有る先生の問題に即答が出來れば常識ある人、問題の答辯に差支る人なれば先づ常識が無いと判斷が出來る、成る程福澤先生ダケありて如何にも尤の次第で有る是は親しく先生の薫陶を受けた私の其先輩の直話で有ります

此筆法より割出して看守の常識是れ如何と出題すればイカナル答案を要しましようか私は是に答へて「看守職務規程を能く知悉し完全に是を行ふ」是を看守の常識と云ふ

〔看守職務規程〕なる者は極めて平易なる者なれば改めて解釋する程の事も有りませぬが、是を文學的に解剖すれば又た一種變つた味を得る樣に思ふ、仍て私は試に左の如く表解して見たい

(一)　看守の十二要務

戒護　守衛
巡警　視察
取締　檢査
點檢　護送
督勵　救護
警戒　其他

彼の有名なるフランクリンの十二條を形取つて姑

く主要なる者十二を數へたので有ります此の外にも隨分種々の事務も有りますが別して良い名目もないから其他として前十一以外の者を含めた積りで有ります

次に看守の三德　智仁勇の三德とか眞善美の三德と曰ふ事が有りますが、試に看守の三德如何と云ふ問題を起して私は左の通り答へて見たい

(二)　看守の三德

一に注意の德
二に嚴密の德
三に敏速の德

是の如く三德を組合せましたには大に其の基礎が有ります、例へば一通の來信中に至急と云ふ文字が有れば其の要件は至急を要するものとせねばならぬ然るに一通の書狀中に三回も至急の語が有れば至急も至急も大至急と知らねば成らぬ又た一封の信書中に祕密の語が有れば本件は祕密に屬するものとせねばならぬ若し三度迄も祕密の語が繰返されて居れば最も祕密たる事を知らねばならぬ

此の頭を以て〔看守職務規程〕を通讀しますと第一に『注意』なる語が腦裡に印象される其れは如何にも其の筈で四十五條の規程の中に『注意』なる語が幾回ありますか一度ならず二度ならず七度までも現はれて居ります然れば看守が職務を執る上には『注意』と云ふ事を片時も忘れてならぬと云ふ觀念が起る

次は嚴密で有ります嚴密とは嚴重に緻密と云ふ略語である四十五條の規程の中に亦た此の語が一回ならず二回ならず現はれて居ります、然れば看守が職務を執る上に『嚴密』と云ふ事を片時も忘れて成らぬと云ふ觀念が起ります

次は敏速で有ります僅か四十五條の規程の中に此の語が十數回現はれて有ります或は『敏速』と云

ひ或は『速に』と云ひ或は『直に』と云ふ、然れば看守が常に職務を行ふ上に於て敏速なる事が如何に大切で有るかの感念が浮びます(未完)

監獄に於ける作業賞與金の支出に就て

司法省會計課　湯谷淺藏

刑法第十二條第二項に依れば懲役は監獄に拘置し定役に服すとあるを以て懲役囚は作業に就くべきことを強制せられ又監獄法第二十六條に依れば刑事被告人、拘留囚又は禁錮囚作業に就かんことを請ふときは其の選擇するものに就き之れを許すことを得とあるを以て刑事被告人、拘留囚又は禁錮囚は作業に就くべきことを強制せられざるも本人の情願に基きたる監獄の許可に依りて作業に就くべきことを許さるるものとす此等在監者の作業に因りて生じたる收入は總て國庫の所得となり此等作業者に對しては作業賞與金を給することを得べきは監獄法第二十七條の規定する所に依り明かなり之を明治二十二年七月勅令第九三號監獄則に對照するに監獄則第二十二條は作業者には工錢の幾分を給與すべき旨を規定するを以て作業工錢の一部は在監者に歸屬し他の一部のみ國庫に歸屬することと爲り居りたるを以て工錢の幾分は毎月國庫より支出して在監者の所有と爲し領置金として歳入歳出外現金出納官吏の保管に付したるを以て右工錢は歳入歳出外現金として處理せられ在監者に之を交付するの道は容易なりしも現行監獄法は作業收入を全然國庫に歸屬せしめ作業者に對しては別に國庫より作業賞與金を給することを得べき旨を規定し其主義を異にせり左れば其計算竝に支出に關しては却て大に不便を來たすに至れり

現行監獄法に依り新に定められたる作業賞與金の計算竝に支出は如何にして處理せらるるかを見る

に仕拂命令官は監獄會計處務規程第八十七條第五號に依り作業賞與金計算高基帳なる帳簿を設け作業賞與金計算高及事由を登記し正當なる事由例へば在監者が其の父母妻子等扶助の爲め送金するがごとき或は父母妻子等に必要なる信書を發送する爲め要する郵便切手端書を購入するがごとき事由あるときに仕拂命令官は作業賞與金の仕拂を爲す爲め仕拂命令を發行せり要するに作業賞與金計算高なるものは唯帳簿上の計數にして別段現金として存在する者にあらず故に若し在監者にして他に所持金即ち領置金を有せざるものに給與を爲すの緊急なる事由生せし場合には假令一錢の金錢と雖も規定の手續を履踐して作業賞與金に對する仕拂命令を發行せざるを得ず殊に釋放者に對しては成るべく速に作業賞與金を仕拂ふの必要あるも作業賞與金計算高は釋放の當日に至るまでは懲罰(監獄法第六十條第九號)又は賠償(監獄法施行規則第七十三條)等の事由に依り減削又は控除せらるることあるべきを以て釋放の當日に至るにあらざれば其額の確定を見る能はず從て釋放の前日までは釋放者に對しては仕拂命令發行の準備行爲は爲し得べきも現に仕拂命令を發行する事を得ざるものとす左れば在監者は一面に於て刑の執行は終了し將に釋放せられんとするに際するに拘らず他の一面に於ては作業賞與金の仕拂が間に合はざるを以て至大の不便を蒙るを免れざるなり玆に於てか實際に於ては歳入歳出外現金出納官吏が保管せる在監者の所有金より作業賞與金を一時立替拂を爲したる後に於て仕拂命令官より塡補せしめ居れり此く如く在監者の領置金を以て一時たりとも國庫の仕拂金に立替拂を爲すは國庫金の仕拂を爲すが爲め在監者即ち私人の私有金を借用することに歸

着し寔に穩當ならずと謂はざるべからず尙ほ在監者の所持金の尠なき監獄又は分監に於ては立替拂を爲すの資金すら存せざることあるを以て已むを得ず免囚保護寄附金等より一時立替拂を爲す場合もあらん或は看守長又は看守自身の私金を以て立替へて後日右看守長又は看守が其立替金を仕拂命令官に對して請求する向もあるならん果して斯の如きものありとせば是又不穩當のことなるのみならず或は不正行爲を惹起するの原因とも爲らざるを保し難し且つ此の如く在監者の所持金より立替拂を爲し然る後國庫より仕拂を受け領置金に塡補するは手續煩雜にして簿記其他關係書類作成上寔に手數と費用とを要することと謂ふべく且又此立替金の塡補に付ては歲入歲出外現金出納官吏が仕拂請求書を提出し該官吏に於て領收證書を提出して支出證明上の證憑書類と爲すもの多きが如し是又支出證明規程の趣旨よりすれば正當受取人たる釋放者の領收證書を提出すべきものにして歲入歲出外現金出納官吏の領收證書を提出するは正當にあらざるが如し以上の如き不便なる取扱を矯正し實際上最も便利なる取扱の方法を定むるは現時に於て最も必要なる事項の一なりと謂ふべし余は曩に司法第三號に於て公訴に關する訴訟費用の支出に付き會計法第十五條第九號に該費用に對して現金前渡を許すの規定を設くべき旨を述べたるが監獄に於ける作業賞與金の支出に付ても之れと同樣會計法第十五條第十號に現金前渡を許すべき旨の規定を設けられんことを希望するものなり若し斯かる規定にして設けられんか作業賞與金の仕拂は現金前渡官吏に對して一ケ月若くは二ケ月の概算を以て仕拂命令發行せられ該官吏は現金を以て釋放の當日在監者に自由に即時拂を爲すことを得て

以上に述べしが如き弊害を除却することを得べしと思考す依て監獄に於ける作業賞與金の支出に付ても現金前渡の制度を設けられんことを希望す

監獄敎誨の及ぼす作業上の成績

甲府　櫻井革聲

監獄にして敎誨なければ監獄なきなり監獄にして作業なければ又監獄なきなり故に此の二大勢力は絕へず獄裏の到る處に周流して一は主觀的に化導の大任を全ふし一は客觀的に營作の必須なるを覺悟せしむ然り而して此兩者の關係たる脈絡貫通して常に同一方向に進み能く其優劣等差なき效果を擧げんとしつゝあるは少しく瞑想を這裏の消息に凝らす者の洞悉する所たるべし即ち精神を改善せしめんと努むるは移して以て勞作に親昵せしめんと欲する希望と爲すへく勞作に勵精せしめんと籌策するは移して以て毒性を良變して漸く恒心あるの人たらしめんと熱中するものに外ならざるなり故に監獄にして敎誨をのみ施行し勞作的部面に誘導する所なからんか心身疲憊して四肢倦怠し其の極や却て中正の情緒を維持せしむる能はざるのみならず彼の傾側偏矯なる性格を漸長して結局回へす能はざるの惰性を馴致するに至るべく又作業の精勵にのみ留意して日夕手足の營運に奔馳せしむる時は性格は只器械的頑冥の狀態に趣き毫も精神的營養を收取する能はざるに至り其の極や偏屈直情なる迂濶的慣性を誘致するに至る見るべし彼等を善導するに上述二者の關係は曾に輪翼の切なるのみにあらざることを

蓋し敎誨施行の功は之れを收むるに難くして之を荒さしむるに易し詳言すれば千萬人を化するこ

と容易にして一人を教ゆること却て至難なるものあり一言にして敬服懺悔せしむるものあり數萬言を費して毫も之れが感化の實を見る能はざるものあり想ふに現下に於ける教界の苦心經營は洵に測度すべからざるものあつて存するを知る然れども一般衆生を濟度するは救世的本領にして達者より之を見るときは毫も在監者と非在監者との區別あることなし只吾人は論述上の便宜より假りに現社會の民衆を區分して清濁の二となすことを得べし即ち一定の職業を有し父母に事へ妻兒を養ふ者は是れ社會の良民と認むべき者にして所謂守る所を知り向ふ所を辨ずる者にして何等物慾の汚習に染ます正道を履んで迷はざる者は之れを前者となし又境遇の如何を問はず動機の何たるに論なく苟くも常軌を逸して左道に陷り欺罔姦盜の害惡を敢てし依て桎梏の苦に遇ふ者は之れを後者となす故に其の未だ濁らざる者に在ては之れを導くに天道を以てし無形的に更らに向上せしむるの要あり然れども其の既に濁れる者に在ては之れを導くに人道を以てし實在的に卑說して漸く之れが精神を陶鑄するの要あり而して犯罪なる一對象は化導者の把捉して教化の資材と爲すべき唯一の題目なりとす是れ後者に施す教誨の奏功容易なるべきを察見する所以なり職に監獄教誨の地位に在る者は思ひを三たび此に致さずして可ならんや

如上の所說に依り吾人は監獄教誨に對する題材頗る多きを知る故に教誨師たる者は常に在監者の起居進退に囑目して其の縫隙ある毎に或は撫說し或は懇誨し以て人世一たび逸して再び捉ふる能はざる遷善の機會を把握せしむるの榮譽高き任務を充分に竭盡せんことを屬望に勝へざるなり教誨にして能く彼等の信念を湧起せしむるの力強くんば

彼の作業に對する努力も亦決して尋常ならざるを見るは炳焉として較著なる事實たらずんばあらざるなり

監獄に於ける作業其の者は一面に無職の徒をして技能を知得せしむると一面に人生勞作の尠かる能はざる天惠たることを悟了せしむるに在るは勿論にして卽ち作業を强制して苦痛を與ふるの旨趣にあらずして勤勞の自然なることを識得せしむる所以なり此の所由に基き監獄作業は決して民業と競爭せしむるものに非ずして行刑的一手段として彼等に科程を責め進んで全體の良成績を期待する所以なり由之觀之監獄作業は其の半は修身的教科にして其の半は實に勤勞的矯正手段なれば之れをして專心其の業務に傾注せしむるの根本觀念は有形的戒護檢束より寧ろ無形の教誨信念に存するを以て苟くも彼等をして奔て其の勵精勤勉の方向に進まんことを欲せば其の性の近き所に從て誘導啓廸の策を講究せざるべからず

之れを要するに教誨に信念厚く又は奉教の思念深き者は概して作業に對する熱心の傾きを存し又多くの趣味を有するは論を竢たざる所なるが如し監獄吏員たる者は默想一番彼れ等を徒らに畏嚇するの手段を輟め各種の方法を施して專ら精神善導の一點に着目するの考案なかるべからず蓋し意思の正實を得たる者にして業務に精勵ならざる者なく將た業務に勤恪なる者にして精神の暴戾なるが如き者も稀れなりとす嗚呼經世に志を存する者の忽略に付すべき問題ならんや

通信

●在監人の食糧變更

廣島監獄報

米價は暴騰に暴騰を重ね目下の狀況により考察するときは食料費に多大の不足を告る見込にして憂慮に堪へざるなり依つて監獄局長御通牒に基づき糧食を甘藷飯と空豆飯とに變更して隔日に之を給與し六月二十八日より實施せり即ち甘藷飯は米麥混合（米參一升に對し一貫參百目）五分甘藷五分（米參分參六分）とし空豆飯は米麥混合（米四分參六分）五分空豆五分とす之を現今の相場即外國白米一石代十七圓割麥一石代十五圓甘藷一貫目代參錢空豆一石代八圓七十錢により積算するときは一日一人平均米麥のみを給與すれば九錢六糸にして甘藷飯は五錢六厘一毛四糸五忽空豆飯は六錢九厘八毛二糸五忽なり當監在監者千五百名の一ヶ月の米麥食費四千五十二圓七十錢なるも甘藷飯と空豆飯とを隔日に給與すれば二千八百三十四圓三十二錢五厘にして差引千二百十八圓三十七錢五厘を節約することを得るなり因みに右空豆は三晝夜水に浸し之を米麥と混炊するものにして甘藷は目下市場に缺乏せるも本月中は需用することを得可く玉蜀黍は試みに麥挽割器械にて挽割たるに結果良好なるが故に甘藷の季節迄は空豆又は玉蜀黍直段に依り馬齡薯等を用ゆる見込なり又た三次分監に於ては空豆飯尾道分監に於ては空豆飯と甘藷（干芋一貫目十錢）飯とを給與せり

●大分縣の保護團

大分監獄　江上秀吉報

▲耶馬溪眞宗博仁會

縣下下毛郡槻木村外十ヶ村に於ける眞宗寺院聯合し出獄人保護の目的を以て耶馬溪眞宗博仁會を組織し會則を議決し役員を推薦し六月二十日より事業を開始せり

▲普濟會

縣下直入郡久住警察分署管內に於ける各宗寺院住職は出獄人保護機關として普濟會を組織し去る七日同郡久住村正法寺に於て發會式を擧行せり定刻に至り會員住職一同本堂に參集し讀經終りて主任理事渡邊泰俊開會の辭に次て戊申詔書を捧讀し續て典獄代理龍野敎務所長、甲斐久住分署長、久住村長の保護事業に關する祝辭演說ありて閉會せり當日の來會者は以上の外各小學校長、各村長、駐在巡査及地方有志者等多數なりき

●愛知慈惠會の現況

愛知慈惠會に於ける免囚保護事業の現況如左

本年四月中新たに保護人と爲したるもの男二人なり何れも保護場に收容し直接保護の許に業務を授くることゝなしたり其氏名等は左し如し

竊盜　三犯　井上某　三十二才

此は本年二月二十一日名古屋監獄より放免せられ原籍岩倉町實兄某の許に歸住し商に從事すと雖も刑餘の不信用と資產なき爲めに自治の途立ち兼ね更に本月保護願出てたるに由り收容したる者なり

竊盜　四犯　水野某　五十六才

此は本月二十四日名古屋監獄より放免せられたるも適當の住所及業務なき保護を情願したる者なり

以上直接保護のもの

同月中名古屋監獄より釋放せられ歸鄉するものにして其父兄親族より旅費を送らしめたるもの及び途中誘惑の虞あるものと認められ本會に引取り停車場迄同行し乘車切符を購入して歸鄉せしめたるものは男二人にして其氏名は左の如し

竊盜　二犯　渡邊某　十七才

此れは原籍岐阜縣安八郡中川村に住居する叔父より引取るべき回答ありたるに由り同所へ歸鄉せしめたり

窃盜　初犯　内田某　三十才
此れは原籍長野縣長野市に住居する實父より旅費金三圓送付せしめたるに由り歸鄉せしめたり
又同月中篤志家に引渡したる者は左の三人なり
窃盜　初犯　竹澤某　十七才
同　六犯　伊藤某　十九才
同　二犯　川口某　十八才
以上三人は未成年者にして適當の住所及業務なき爲め熱田町山田製綱會社へ交渉依託せり
同月中實父に交渉して身柄引渡し保護を解きたるものは左の一人なり
強窃盜三犯　植野留次郎　二十九歳
此れは原籍神奈川縣横濱に住居する實父に交渉したるに本月實父來迎せしに由り能く敎訓の上に身柄を引渡したるものなり以上月末在人員九十九人なり其内直接男七人間接男七十七人女十五人なり本月中直接保護人にして行狀方正業務勉勵に由り賞金を與へられたるものは三人なり

一等賞　泉某
二等賞　澤田某
三等賞　北折某
又貯金を爲し得たるものは左の如し
金五圓六十錢　澤田某
金四圓九十八錢　北折某
金六圓十一錢五厘　泉某
金七十五錢　竹内某
金四圓十五錢　伊豫田某
金一圓四十錢五厘　井上某
金四錢　水野某
合計貳拾參圓八錢也
明治四十一年四月本會保護場建設以來本年四月末日に至る保護成績は左の如し
直接保護人　男百六十六人　女八人
間接保護人　男五十八人　女二十五人
一時的保護人男百六十七人　女十四人
合計四百三十八人

同期間中自活の途立ち男女結婚別居せしめたるもの男四人女四人親族故舊へ和諧し身柄を引渡したるもの男百二人女四人
他縣へ轉住に付保護を解きたるもの男十九人女七人
自活の途立ち保護を解きたるもの男十八人
無斷外出の儘歸舍せざるに付保護を解きたるもの男廿四人女三人
會則違犯に付退會を命じたるもの男五人
死亡したるもの男一人女二人、再入獄せしもの男二人
以上の成績中無斷外出及會則違犯に付保護を解きたるもの合計三十二人ありと雖其後調査するに何れも他の地方に方て土方及日傭等に從事し謝罪狀を送り來りたるものなり
又再入獄者二人を出したるは一人の低康者にして一人は途中誘惑に由りたるものなり
要するに四百三十八人の内にて再犯に陷りたるもの僅か二人なるが故に成績は極めて良好なりと謂ふを得べし

●出獄人保護事業成績

十勝監獄報

拜啓愈御清適奉賀候陳者出獄人保護事業の近年各地に續興し當路者の鎗意熱心は漸次良好の成績を示し新道の爲めに慶賀すると共に之に依て刑餘者の窮迫を救濟し少くも再犯を防遏するに至りては國家の爲めに祝福し益々本事業の勃興と健全なる發展とを祈るものに御座候當地は創業以來日尚淺き新開地にして町村其他團體施設の諸事業に忙殺せられ殊に個人の利害關係を本位として去就の變動極まりなき當地に在りては慈善事業の鼓吹を以て最も困難とするものに有之加ふるに出獄人保護事業の設置に關しては多くは内地に於て重罪を犯したる輩を驅り集めたる地方に散殖せらるゝは危險なりとの輿念を以て甚しきに至りては監獄の存在すら好まざる四圍の狀況に御座候故に地方有志家慈善家に之を說くも一朝一夕に成効を望みがたく止を得ず監獄職員共同組織して相當賞金を醵出し去る三十七年以降取扱ひたる被保護者の員數其成績並に現在の狀況等斯業の參考迄揭載致度存候

本監に於て明治三十七年以降職員の組織に成る本會は四十四年度に至り保護事業左の如し

△被保護者年次別

明治三十七年二人　明治四十一年十一人
同三十八年五人　同四十二年六人
同三十九年十一人　同四十三年四人（内女一人）
同四十年十六人　同四十四年十人
以上六十五人

△被保護者成績内譯（自明治三十七年至同四十四年）

町内附近自活者　三十九人
他地方轉居の者（保護期間後又は保護中の者）八人
無斷退場者　二人
死亡者　三人
歸國者（保護期間後又は保護中の者）　十三人

△現在保護中者の職業別（四十四年度）

農　四人
工　三人
馬車追　一人
會社其他常日雇　五人
日雇　四人　十八人
商業　一人
△保護を解き鄉里に歸りし者職業別
日雇　五人
會社其他常日雇　四人　十三人
工業　四人
△保護を解きたる者にて町内附近居住他地方轉居者職業別
農　十人
工　五人
日雇　十人（女一人）　二十八人
馬車追　一人
會社其他常日雇　一人
商業　二人
△死亡者生前中職業別
日雇　二人

行商　一人

△行衞不明者の職業別
工　二人
日雇　一人

△町内附近及他地方轉居妻帶者（妻帶者子を擧げたる者八人同上子なき者五人）

△被保護者府縣別
京都府一人　廣島一人　愛知縣三人
鳥取縣一人　山梨縣二人　大阪市一人
島根縣二人　富山縣一人　千葉縣三人
茨木縣二人　群馬縣五人　神奈川縣二人
三重縣三人　北海道三人　秋田縣一人
埼玉縣七人　岡山縣二人　新潟縣二人
長野縣一人　和歌山縣一人　東京府二人
香川縣三人　青森縣三人　滋賀縣一人
栃木縣五人　兵庫縣二人　福島縣一人
宮城縣一人　福井縣一人　石川縣一人
無籍者一人　計六十五人

△被保護者罪名別
強盜　三十八人
謀殺　十二人
放火　八人
故殺未遂　一人　六十五人
紙幣僞造　一人
竊盜四人（女一人）　一人
郵便物取締法　一人

△犯罪別
強盜（初犯十四人、二犯三犯十五人、四犯五犯四人、七犯八犯一人）
謀殺（初犯六人、二犯二人、三犯一人、六犯一人）
放火（初犯五人、二犯二人、三犯一人）
故殺未遂（初犯一人）
紙幣僞造（初犯一人）
竊盜（初犯四人）
郵便物取締法（初犯一人）
給與人員及其種別（四十四年度）
無料宿泊せしめたる者　七十八人
衣類物品給與者　八十一人　二百

辨當給與者　二十三人
歸住に付停車場迄送りた者八十五人　六十九人
旅費給與又は貸與したる者　二人
以上給與者中一人にて數種を給與したる人員を含む

明治四十四年十二月二十五日被保護者一同を集合せしめ行狀良なる者に對しネルシヤツ一枚づゝを給與したる上會長及理事は親しく訓示する處ありたり其人員二十二名



彙報

●逃走事故

▲兒徒獄を破つて逃走す（樺戸脫走事件）

近來稀なる暴行逃走として注目せられたる北海道樺戸監獄に於ける逃走事件の顚末を今玆に簡單に報道せんに

▼逃走囚七名　故殺未遂無期徒刑石川縣平民太田外喜、謀殺無期徒刑千葉縣平民渡邊千代松、囚徒逃走及竊盜强盜懲役十二年御代澤金次郎、强盜有期徒刑十二年茨城縣平民中野甚之助、竊盜懲役十二年北海道平民橫田米吉、竊盜懲役十五年青森縣平民三田角之助、强盜傷人有期徒刑十五年千葉縣平民岩田得太郎の七名なり

▼逃走の日時及方法　六月九日は日曜日なるを以て交代勤務をなして休養せしむるの方針にて午前

勤務の鹿又看守と午前十一時に交代したる佐藤看守は廊下に於て巡視中正午十二時三十分頃獨居第七房に收容しある前記橫田米吉なる者掃除汚水を棄捨する爲め監房の開扉を出願したるを以て之れを許し汚水桶に投棄し入房せんとするに當り汚水桶の小にして不便なるに依り其大なるものと交換せんことを要求せり其時恰第五房の御代澤金次郎なる者自己の監房に在る汚水桶の大なることを申告し且其交換を希望せるが渠等が豫て通謀し二房同時に開扉せしめんとの術策あらんとは毫も氣付かざる佐藤看守は其請を容れて第五房の扉を開けり發矢渠等の罠に係りて大事は起れり嗚呼、驚破此時なりと米吉金次郎の兩人は疾電の如く忽ち同看守の身邊に肉薄し左右上膊を緊握し以て五房內に押込み兩手を背面に捻回し帶を以て縛し其餘端を首に絡して上方に引上げ堅く縛りて兩肢は手拭及帶を以て束ねたれば身體の自由を失ふのみか呼吸壓迫せられて殆んど人事不省の狀態に陷れる頃を見濟まし帶劍及監房の鎖鑰を奪取し夫より第三第九第十第十一第十二第十三房を開扉して脫監を促したるに第十房の久松源之助なる者獨り同意せざるを以て之をば第二號重扉禁室に押込み其他の第一第六房の兩名に對しては發覺すると斬殺するぞと脅し置き同意なしたる件の七名は協力一致監房廊下に在る踏板を持出し監內の板塀に懸け踰越の準備全く成るや金次郎は行懸の駄賃に佐藤看守を斬らんとせしが他囚の忠言に依り之を中止し唯衣嚢より時計を奪取したるのみにて布團に包み更に第一號重扉禁室に押込み封鎖せり是より渠等七名悉く板塀を踰越し外柵を超へて逃走せるは實に午後一時二十分なりき

▼捕縛幷に最期の模樣　最初之を發見したるは石川看守にして同看守が丸山を散步中囚徒の妻を認め之を第二課に報告したるものなり玆に於て大に驚き非常召集を行ひ三部の捜索隊を出して極力追跡捜索を行ひ一方警察署裁判所檢事局に通報して

其助力を請へりさて如斯嚴重なる搜索の結果岩田得太郎は日下看守部長の發見する所となりたるが捕縛の際棍棒を以て頑強に抵抗したれば拔劍格鬪止むなく切倒すに至れり

又橫田米吉は靑山村附近の山中より山麓の人家に至り食を强請し居るを村民の密告する所となり一旦は多數看守の包圍により就縛したるが押送の途中暗夜なるを幸ひ捕繩を離れて逃出したれば里見押送看守は詮方なく暗黑中に向つて心當りに二回發砲せり夫が爲め渠は第二丸の命中に因て卽死することゝなれり

其の他太田外喜は厚田郡厚田村字望來に於て厚田警察分署の手に逮捕され御代澤金次郎は樺戶郡新十津川村に於て新十津川分署の手にて逮捕三田角之助は月形村民の爲めに捕へられ中野甚之助は空知郡砂川村字奈江井鐵道線路上に於て岩見澤警察署巡査の發見する所となりて捕縛獨り渡邊千代松に至ては中野甚之助と共に石狩川を泳ぎ渡らんとし河幅約三分の一に達せる頃千代松は大聲救を求めたるも甚之助の之を救ふ能はず棄去りたるより遂に溺死せりと

▼逃走の動機及目的　逃走の動機としては渠等は常に嚴格なる紀律の厲行を迫らるゝを嫌惡し且つ無期又は長期にして社會の空氣を吸ふことの容易ならざるを覺るの結果自暴自棄となり所謂太く短くの生涯を終らんとしあわよくば萬一を僥倖せんと互に意思を通じ其機會を待ちつゝありしに恰も好し當日は日曜日にて勤務人員の寡少なると佐藤看守の老體にして比較的抵抗の容易なるとに乘じ之れを決行したるものゝ如し而して其目的に至つては天鹽國增毛港に至り船舶を奪取し淸國に遁逃して其踪跡を晦まさんとせる淺薄なる考なり

▼逃走者の性格　悉く兇惡の者共にして紀律を守らず官吏に逆らひ平素不謹愼を極めたる徒なりされば渠等の過去は逃走を圖り或は放火を企て又或は殺傷を爲したる等實に言語道斷の無賴漢なれば特に獨居房に拘禁して注意を爲せしものなり

本件たるや事突如に出でたるのみならず多數の兇囚ありて協力暴行を爲し抗拒す可らざる狀態に在りたれば寔に已む可らざる出來事たりと雖も亦細心なる注意を缺くの致す所たらずんばあらず同監獄は昨年も逃走囚を出だして大騷を爲し今年亦かく多數の逃走囚を出だせること眞に遺憾なりと云ふべし

▲蚊帳の押棧を利用す

福井監獄在監人强盜及竊盜犯懲役十年囚高田平三郎及竊盜及傷害犯懲役十二年囚奧山熊八の兩名は六月二十五日午後十二時より明二十六日午前三時迄の間に於て巡回看守の隙を窺ひ前記熊八が先づ張蚊帳の押棧を折り取りて利用し監房扉の橫なる格子の間より手を出し鑛鎗を外し脫出し一房を隔つる平三郎の監房を開き共に俱に相携へて逃走せり此事を發見するや非常召集を行ひて直ちに搜索に從事し一方警察官吏の協力を乞ひたるに翌二十七日就れも大野警察署巡査の手に逮捕せられたり

▲圖中より脫出

山形監獄米澤分監收容者竊盜罪懲役五ヶ月囚金田榮次郎は客月二十一日藁工就業中戒護看守の隙を窺ひ工場便所內便器出入口より脫出板塀を踰越し隣家軒下より絆纏一枚を竊取し獄衣と着換へて逃走し桑摘取人に雇はれ居りたるを赤湯警察署宮內分署の手に依り發見逮捕さる

▲開門しあるこそ好機會

六月十九日午前五時頃鹿兒島監獄大島出張所拘禁囚竊盜犯懲役二年二ヶ月明山熊次郎は同事務所前面表門內掃除中所內菜園場に通ずる通用門が肥料搬出の爲め開門しあるを奇貨とし直ちに同門より逸出し菜園場西隅板塀を踰越せんとするを永田看守が目擊し疾驅之を捕へんとせし此時遲く彼れ速くも構外に脫走したるを以て同看守も續ひて板塀を超へ追跡せしが踪跡を失せり依て引續き手を分ちて嚴密に搜索したる處民家に潛伏し居るを認め同日夜深更難なく捕縛するを得たり

●殺傷事故

▲頭上より鐵鍾一下

京都監獄拘禁窃盜犯懲役囚京都府平民淺田定治は六月二十一日午後一時四十分頃工場に於て作業上に關し同監懲役囚福田兩熊と口論を爲したる末作業用の鐵鍾を以て兩熊の頭部二ケ所を毆打し負傷せしめたり這は機械油を兩熊が多量使用しそれに依り共同使用者の分量を減少し常に勞力を多からしむるものと認め之を憤りたるものに原づく

▲睾丸を捽み耳朶を嚙む

福岡監獄西新町出張所在監者窃盜犯重禁錮四年大江岩藏は元來行狀不良にして減食懲罰に處せらるゝこと既に三十餘回に至れるも尙改悛の狀なきものなるが現に不謹愼の爲め減食懲罰執行中六月七日午前食事配付上に就き戒護看守森田丈太郎に對し暴言を吐露するに依り場外に退去を命せしに彼は場外に出たるも視線外に趨く狀態なるを以て之を曉戒すと突然同看守の睾丸を攫まんとせしより之を避くると同時に同人を地上に押へ附たるに其倒るゝ喘嗟の間に看守の右耳朶に嚙み付き疾病七日間を要する創傷を被むらしめたりと

▲槌を揮つて嘲罵に報ゆ

窃盜詐欺横領犯懲役七年囚岸田貞雄は青森監獄弘前分監に拘禁中のものなるが去月二十九日臺打に就業中其前列に在りし窃盜罪懲役囚佐藤喜代太の後頭部を目懸け突如使用中の槌を揮ひ打擊を加へたれば何かは以て堪るべき其場に打倒れたり依て手當を施したるも腦震盪を起して死亡せり而して其原因と認むべきは加害者の轉業に關し被害者が他囚に對し私語を爲し加害者を漫罵嘲弄せしを含み其憤恨を霽らすに出づと

●指紋法の成績良好

指紋法の實施以來今日迄司法省に於て蒐集し得たる指紋數約二十萬の多數に上り現在鑑意整理中なるが之によつて累犯の發見せられたるもの昨年度に於ては四百四十一人に過ぎざるが設備の整ふに從ひ其發見數も日々に增加し本年五月中のみの累犯發見在監中のもの（初犯として裁判を受け後に發見したるもの）二十三人警察よりの照會により發見したるもの二十六人未決入監中監獄よりの照會によるもの十五人檢事の照會によるもの一人計六十五人の多數に達し此成績を以てせは本年は昨年に比し約二倍の發見は難事にあらざるべし尙之を各府縣よりの照會に徵するに警視廳よりの十一人を筆頭に神奈川縣の四人之に次ぎ其他は各府縣一、二人に過ぎず昨今各府縣に於ても之が利用に心を用ひつゝありと云ふ

●米價と犯罪關係

司法省にては米價暴騰に付之が犯罪に及ぼす關係を調査したるが明治二十二年以來四十三年に至る二十二年間に於て就中米價の比較的高き年次に於ける統計左の如し

年次	平均米價	全價被害件數
明治二十二年	五、五六	二八二、六五六
同　二十五年	八、一五	四四四、五六一
同　二十七年	八、二四	三八一、六八二
同　二十九年	九、一六	二五五、五四三
同　三十年	一一、八一	二九九、七二九
同　三十一年	一三、一一	三二三、四六七
同　三十六年	一三、六八	三一六、二二二
同　三十九年	一四、四四	二九七、一四五
同　四十年	一六、〇二	二七五、六〇三
同　四十二年	一二、五四	二二三、七九三
同　四十三年	一二、九三	未詳

前表中犯罪が米價騰貴と正比例をなせるは明治二十三年當時に於けるものゝみにして他は何れも前年來に比し統計上犯罪は米價騰貴と正比例に增加せず又今年度に於ける二者關係に就ては未だ知り得べき時機に達せざるも平沼次官、小山局長等此程各裁判所管內巡視の結果は各地とも特に犯罪增加の計數を示さず旁大體米價の騰貴は直に犯罪增加の結果を見ずとの結論を得たるが尙該表中明治二十三年に於ける特種の現象に就ては其原因を攻究すべしと

●萬國監獄會常設委員の任命

萬國監獄會には從來我國よりも委員を派遣し會議に列席せしめつゝありたるも該會常設委員會には加入せざりしが近くは一昨年米國華盛頓に開催せられたる際に於て該會議長より日本に於ても常設委員會に加入せんことの勸告を受け吾政府に於ても夙に其必要を認めたる事とて既に該費用として本年度豫算に計上し議會の協賛を經るに至りたるに付き今回愈該會に加入することゝなり別項叙任欄に在る如く谷田監獄局長眞木監獄事務官の兩氏は該會常設委員に任命せられたれば常設委員會幹事に加入の申込を爲すと同時に兩氏より委員に任命せられたる旨の通知を發せられたる由

●秋田監獄新築落成式

秋田監獄は去る明治四十年六月改築の工を起し爾來繼續五ヶ年に亘り此程漸く豫定の竣工を告げたるに就き客月三十日の日曜日を卜し其落成式を擧行せるが當日は夜來の密雲全く散し表門に交叉せる日章旗高く中空に飜り壯麗言はん方なし午前十時を以て各來賓並に職員一同着席するや先づ江澤典獄式辭を述べ次で平沼司法次官は祝辭を朗讀し谷田監獄局長は祝詞演說を爲し其他本派本願寺大谷執行長清水宮城控訴院長奥宮同檢事長の祝辭並に秦秋田縣知事祝詞演說大久保秋田市長祝辭等ありて式を終りたる後一同記念の撮影を爲し其より構內の縱覽を許し次で來賓一同を構外の祝宴場に招待し午餐の饗應を爲せり開宴に先ち江澤典獄開會の辭を述べ來賓總代秦秋田縣知事の答辭あり酒間談笑十分の歡を盡して散會を告ぐ尙ほ來賓一同には紅白の祝餠秋田監獄新築記念帖を贈呈せり該日來賓の主なる人々は

平沼司法次官清水宮城控訴院長奥宮同檢事長谷田監獄局長三浦司法省參事官秦秋田縣知事本間貴族院議員井上衆議院議員花田東京築地別院輪番大久保秋田市長三浦秋田地方裁判所長熊田同檢事正

縣立各學校長各官衙長官出獄人保護所役員其他秋田縣の主なる官民監獄建築關係諸氏等百五十餘名なりき

▲江澤典獄の式辭

秋田監獄新築工事竣りを告げ爰に本日を以て落成の式を擧行するに方り平沼司法次官閣下並に多數貴賓各位の貴臨を得たるは小官の最も光榮として欣喜措く能はざる處なり

抑も當監獄の前身たる長町監獄は所謂元の秋田縣監獄本署にして其の一部は明治十三年七月の改築に係るも其他は多く藩制時代の遺物を襲用せるを以て常に修理を要すべき個所多きのみならず到底時代の要求に應ずる能はざるの憾あり且其地日本三公園の一に算せらるゝ千秋公園に隣し四時絃歌の音を耳にし又他方に殷賑なる市街に接し行刑上の支障甚だ多く移轉改築の急あるや既に久しく然るに時なる哉明治卅五年秋田縣會に於て監獄移轉に要する數地寄附の議を可決し時の縣知事より直に其筋に稟申せられたるに政府當局其意を容れ是れか豫算は明治四十年貴衆兩院を通過し同年五月工事開始の命あり爾來繼續五ヶ年に亘り斯に豫定の竣工を見るに至れり其工費十八萬五千二百餘圓、建造物六十九棟にして此の坪數三千五百四十坪煉瓦塀六百六十間とす敢て廣大なりと云ふべからざるも亦縣下に於ける有數の建造物なりとす

惟ふに獄制の要は犯罪者を適實に拘禁し之を懲戒して其の過を改めて本然の善に還らしむると同時に他を警戒して犯罪を未然に防遏するにあり此目的を達するには獄舍の構造其宜しきを得ざる可からず是れ即ち輓近洋の東西を問はず翕然として之か改良に孜々たる所以なり而して新築廳舍監房の配置構造は嶄新なる學理に則り皆其の宜しきを得、獄制の完具を爲す上に就て多く間然する處を見ず只構造に建築上の美觀を副へざるは努めて之を避け堅固堅牢を主とし以て獄舍の本質を全ふしたるに據る而して其施設經營は本省當局の指導啓沃の宜しきの致す所又能く此の工を遂げ得たるは來賓各位の援助に據る今や構造新に成れり是に於て其實績を收めざるへからず小官等の任倍々重し夙夜勵精以て其職責を盡さんことを期す並に謹んで無言を陳して式辭と爲す

明治四十五年六月三十日

秋田監獄典獄從六位勳五等江澤精造

▲平沼司法次官の祝辭

夫れ囹圄の構造を堅牢にし諸般の設備を完成して以て罪囚懲治の實績を擧くるは寔に目今の急務怠諸す可らざるの要事と爲す曩に秋田監獄改築工を竣り本日を以て其の式を擧くるに方り本官來りて之に臨むを得たるは深く榮幸とする所なり

本監獄の地たるや域內閑敞形勢宜きを得而して構造の堅牢設備の完整復た昔日の比に非ざるは固より言を俟たざる者あり而し

て其此に至れる所以は偏ら典獄以下諸員經營監督の功と本縣官民終始賛同の誠とに由れり惟ふに本監獄は改築と共に將來行刑の利便を增し罪囚懲治の實績を擧くることを得ん是れ本官の尤も感喜する所なり

然りと雖も國家行刑の本旨を達し毫も遺憾なきを欲せは徒に圍圍の堅牢設備の完整に委す可きに非す必や至誠公に奉し日夜淬礪するの人を得て規畫措置其宜きに適するを要す夫れ然る後始て國家行刑の本旨を達す可し故に職を本監獄に奉する者深く職責の在る所を察し鋭意以て務めに服し和衷以て事を處し而して至誠以て之を貫けは其庶幾くは圍圍改築の實を擧くるならん乎愛に一言し以て落成を祝す

明治四十五年六月三十日

司法次官法學博士　平沼騏一郎

海州監獄典獄井上氏卒す

海州監獄朝鮮總督府典獄にして本會の地方部長たる井上信之助氏は豫て二豎の苦む處となり療養を加へ居りしも其甲斐あらず客月十一日異郷に旅立しは悲しとも亦悼はし

叙任

叙

叙動四等授瑞寶章　監獄事務官勳五等　眞木喬

叙動五等授瑞寶章　監獄局長勳六等　谷田三郎

（各通）　監獄局長　谷田三郎

監獄事務官　眞木喬

萬國監獄常設委員會委員ヲ命ス　檢事從參事官　大場茂馬

叙從五位　（神戸）看守長　田中參候

叙從八位　監獄通譯雇司法屬　大澤豐次郎

任北海道屬給七級俸　司法屬　佐野佳夫

任典獄叙高等官八等

給八級俸

富山監獄詰ヲ命ス　（富山）典獄　山本鐵吉

鹿兒島監獄詰ヲ命ス　司法屬　佳江敬義

大臣官房職員課詰ヲ解キ監獄局詰專務ヲ命ス

監獄局長附雇獄務課詰ヲ命ス　（岐阜）教誨師　藤居神通

靜岡監獄詰ヲ命ス　（岡館）典獄　印南於菟吉

陞叙高等官五等　（長野）典獄　白井勇松

（岡山）授業手　寺島佳江

（松江）看守長　吉野禮太郎

（神戸）看守長　花房教

（靜岡）看守長　中村時夫

（東京）看守長　篠田又吉

（高松）看守長　山崎千吉

（甲府）看守長　高松知周

（靜岡）看守長　石原大

（神戸）看守長　粟屋稔

（勝所）看守長　印南金次郎

（長野）看守長　北崎唯次郎

（樺戸）看守長　松本岩次郎

（堀川）看守長　齋藤安太郎

（松山）看守長　長谷場奎介

（横濱）看守長　河合晢

（名古屋）看守長　落合武吉

（靜岡）看守長　今川賴一

（鳥取）看守長　前川德太郎

（鳥取）看守長　中村國吉

（勝所）看守長　和田一松

（各通）

陞叙高等官六等

二級俸下賜

叙從五位（特旨）

依願免本官

六級俸下賜

一級俸下賜

三級俸下賜

三級俸下賜

四級俸下賜

四級俸下賜

五級俸下賜

教誨師ヲ命ス六級俸下賜

教誨師ヲ命ス六級俸下賜

叙勳四等授瑞寶章

（各通）

叙勳六等授瑞寶章

任看守長給十一級俸

（靜岡）典獄　伊集院藤七

（高松）典獄　中村忠直

（富山）典獄　山本鐵吉

（鹿兒島）典獄　柿木原政澄

（鹿兒島）典獄　山本鐵吉

（巢鴨）監獄醫　美濃部龍吉

（熊本）監獄醫　到津要

（巢鴨）教誨師　武田慧宏

（佐賀）監獄醫　林俊道

（福島）監獄醫　鈴木仁次郎

（金澤）教誨師　安藤義卿

（網走）教誨師　藤居大成

（橫濱）教誨師　土屋是空

（大阪）典獄　田中義達

典獄　長谷川喜一

典獄　田村英吉

典獄　河崎策五郎

（堀川）看守中川猶久

任監獄技手給九級俸

依願免本官

（各通）

四級俸給與

（各通）

五級俸給與

六級俸給與

（樺戸）看守長　山中儀三郎
（青森）看守長　伊勢谷常三郎
（松山）看守長　西原義三郎
（松山）看守長　加藤利正

（各通）

（名古屋）看守長　齋藤龜市
（和歌山）看守長　曾篠瀧藏
（和歌山）看守長　淺間德三郎
（長野）看守長　前田政之輔
（樺戸）看守長　川村次郎
（松山）看守長　黑田政太郎
（網走）看守長　中澤族

七級俸給與

月俸三十八圓給與

（神戸）監獄通譯　西村達吉
（甲府）看守長　有馬彌八郎
（名古屋）看守長　土岐外三郎
（岐阜）看守長　和田清太郎
（和歌山）看守長　井口兵之助
（名古屋）看守長　半文一郎
（盛岡）看守長　佐藤彦治
（甲府）看守長　望月桑吉

月俸三十七圓給與

（各通）

（和歌山）看守長　杉原磯楠
（東京）看守長　森田景三
（秋田）看守長　石川福藏
（秋田）看守長　賀內利吉
（廣島）看守長　森龜吉
（函館）看守長　赤石元五郎

八級俸給與

月俸三十四圓給與

（各通）

（奈良）看守長　辻乙松
（安濃津）看守長　今津充馬
（盛岡）看守長　大渡市太郎
（樺戸）看守長　西村重五郎
（廣島）看守長　坪井熊太郎
（松山）看守長　中村信

月俸三十三圓給與

（各通）

（奈良）看守長　長東鶴吉
（奈良）看守長　松濤玄
（長崎）監獄技手　矢島龜吉
（神戸）看守長　田島桑三郎
（盛岡）看守長　岩館久榮
（盛岡）看守長　荒川金六
（長野）看守長　佐藤錬次郎
（巢鴨）看守長　田端喜三郎

月俸三十二圓給與

（各通）

（安濃津）看守長　津川益長
（神戸）看守長　上田清三郎
（熊本）看守長　島山雲平
（巢鴨）看守長　石川亥之松
（秋田）看守長　高橋圓藏
（安濃津）看守長　里誠一
（松江）看守長　藤尾順保
（網走）看守長　伊藤義三郎
（網走）看守長　伊藤助秀
（甲府）看守長　吉川清四郎

月俸二十八圓給與

（名古屋）看守長　大島德治
（廣島）看守長　野村勝二
（鳥取）看守長　米原純
（秋田）看守長　佐藤信道
（甲府）看守長　佐藤貞文
（岐阜）看守長　平石勝次郎
（岐阜）看守長　森島柳太郎
（廣島）看守長　田中美實
（廣島）看守長　海城他人男

月俸二十六圓給與

（各通）

（松江）看守長　高橋松之助
（橫濱）看守長　千葉貢

月俸二十三圓給與

（各通）

（和歌山）看守長　增田楠藏
（和歌山）看守長　盞川兵次
（小菅）看守長　山下重藏
（山口）看守長　櫻井三郎
（秋田）看守長　三浦小助
（青森）看守長　間山喜代太郎
（廣島）看守長　隅谷市太郎
（盛岡）看守長　佐藤吉郎
（宮城）看守長　近藤彬夫

九級俸給與

月俸二十九圓給與
月俸二十九圓給與

（各通）

十級俸給與

（安濃津）看守長　米川米太郎
（宮城）看守長　福澤勇太郎
（甲府）看守長　深尾正藏

（鳥取）看守長　吉田萬吉
（名古屋）看守長　枇杷橋喜一
（秋田）看守長　平塚千柄
（鳥取）看守長　木下榮樹
（岐阜）看守長　山口吉平

月俸二十二圓給與
月俸十九圓九拾錢給與
（熊　本）看守長　古川喜六
（松　山）看守長　黒田政太郎

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
松山監獄四條分監長ヲ命ス
（松　山）看守長　中村信

叙勳七等授瑞寶章
（鹵館）勤八等看守長　飯澤彝三郎

名古屋監獄詰ヲ命ス
（東　京）看守長　森田景三

東京監獄詰ヲ命ス
（名古屋）看守長　杉本虎吉

任看守長月俸二十二圓給與
（三　池）看守　松本千代吉

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
（京　都）看守長　荒尾馬吉

任看守長十級俸給與
（京　都）看　守　伊藤新三郎



會報

第四回監獄官練習所　修業證書授與式

春陽駘蕩の三月十五日を以て開設したる第四回監獄官練習所は既往四ケ月東風面を摩せしより爾來流汗淋漓たる盛夏の今日まで寸時の弛みなき講師並に所生の多大なる勉勵に依り首尾克く學期を卒へ七月五日より八日に亘れる試驗も結了しければ愈去る十五日午後二時修業證書授與式を擧行せり該日は陰雲空を蔽ふて溽暑なるにも拘らず多數の來賓堂に滿てり先づ谷田所長は練習生七十七名中死亡者一人辭職退學一人試驗を行はざる教誨師十人を除きたる卒業生鶴田勝太郎外六十四名の總代に修業證書を授與し續ひで左の如く來賓への挨拶並に講師への謝辭と共に生徒の感想及經驗に就き油然たる情懷を叙べ更に向後の修養に關し懇々切實に訓諭せり

本日第四回監獄官練習所修業證書授與式を擧行するに當りまして、我司法部の代表者たる閣下並に諸君及び在朝在野の貴賓の御來臨を忝ふ致しましたのは、當監獄協會の最も光榮と致す所でございます。殊に本日は時節柄炎暑の甚しい際でありまするに拘らず御多用の所を御繰合せ下されまして御出を忝ふ致しましたのは誠に感謝に堪へざる所でございまして、重々御禮を申上げまする次第でございます。

次に私は協會並に練習所を代表致しまして講師諸君に厚く御禮を申上げねばならぬ義務を有するのであります。實は當期の練習所を開きまするに當りましては、從來の經驗に顧みまして成るべく監獄事務に直接なる學科のみを授けるといふ方針を執りまして、從前當練習所に於て教授を致して居りました科目の中でも稍や監獄事務に縁の遠いものは悉く之を避けまして、監獄事務直接の學科に主力を注くといふことに決定致しましたのでございました。是と申しまするのは當練習所の修業期は僅かに四ケ月でございまして、到底十分なる學問的の修業を致させまする時間がございませぬのと、又一つには當練習所に參りまする練習生は總て實務に從事を致して居りまする者で、組織的學の素養のない者が大部分を占めて居るのでございます。夫故に種々の學科を授けましても短き講習期間内に十分學理を皿嚼することの出來ない嫌ひがあるのでございます。右樣の理由によりまして當學期に於きましては成るべく監獄事務に直接なる者のみを撰みまして、而して教授の方法も成るべく簡易にして解し易い方法を執るといふことに決定を致しました次第であります。講師諸君には此趣意を申上げて成るべく簡易にして實際に適切なる授業を御依頼致しました所が、諸君に於かせられましては快く我々の依頼を御容れ下されまして、公務御繁多の折柄我々の趣意に依られまして特別の教案を作つて非常の熱心を以て簡易平明且實際に適切なる教授をなされたのでございます。其の結果と致して當學期の練習生は過去三回の練習生に比し一層優良なる成績を現はす事が出來たのであります。是は獨り本協會の爲めのみならず、況く我監獄界の爲めに甚だ喜ふべきことでございまして、其の此に至りたるは一に講師諸君の御厚意に出るものと深く感謝を致す次第でございます。

終りに臨んで唯今修業證書を授けました練習生諸君に一言の餞けを呈します。諸君は是まで專ら實務に從事されて居つた人であつて、學問研究の事には餘り經驗を持たれぬのである。諸君は即ち實務家であつて學問の人ではないのである、而して又諸君は何れも一家を主宰して妻子眷族を扶育して居られる人であつて單身獨居父兄の仕送を受けて修學に從事する普通の學生とは大に其の趣を異にするのである、斯くの如く實務家であつて且つ一家の主人たる諸君が日頃手馴れた筆硯を擲ち日夕扶育に苦心しつゝある妻子眷族を捨て此東京に來て講學の事に從事をせられるといふことは諸君の生活上非常なる出來事であつて是

を斷行するにはまた非常の決心を以て種々の困難を排除せねばならぬのである、而して諸君が斷然志を立て百難を排して當練習所の寄宿舍に入られたのは春尚ほ若き三月の初であつたのであるが、爾來時を經ること此に四ヶ月、帝都の春は墨堤の櫻花と共に諸君に先つて去り、今や燦くが如き炎熱は諸君が額の汗を搾りつゝあるのである、此間帝都の生活は諸君に如何なる經驗を授け如何なる感動を與へたであらうか、諸君が都會生活に因りて得られた經驗と感慨は蓋し千萬無量であつて其の結果學ばれた所は必ずや十年の讀書に勝るものがあるであらうと思ふ獨り都會生活のみならず、寄宿舍生活もまた諸君に種々の經驗と感想を與へた事であらうと思ふ、諸君が寢食を共にして居られた同窓の一人は年未だ二十五、將來最も有望の身を以て一朝急病に罹り頓死を遂げ、諸君に送られて此地の土となつたのである。其他或は不治の病に罹つて途中退學するの已むを得ざるに至つた人もある、或は現に疾病に罹つて服藥しつゝある人もあるのである、諸君は定めて是等の事實を見て無量の感慨に打たれ幾多の經驗を得られた事であらう、又諸君は四ヶ月の寄宿舍生活中不慮の家信に接していろ〳〵心を動かされた事もあるであらうと思ふ、此の如く諸君は種々の感慨に打たれつゝも終始能く自己の責任を自覺して孜々として學んで怠まず、今日茲に労出度く修業證書を得られたといふことは所長として私の衷心歡喜に堪へぬ所である、殊に私の最も嬉しく感ずるのは昨年の修業證書授與式の際には當時の所長より練習生に對し不心得を諭されて種々苦言を呈されたのであるが、此度の練習生たる諸君は誠に勤勉にして能く秩序を重んじ聊かの不都合もなく私が今日此所で何等苦言を呈する必要も見ざるのみならず、都て諸君の勤勉を賞贊して告別の辭を述ぶることの出來る一事である。今や諸君は帝都の學生々活を去りて再び任地に歸り舊の如く實務に執掌し一家の經營に當らるゝのであるが、今後とても不斷當練習所に在りし學生時代を追想し當所に於て修得したる學術と帝都に於て閱歷したる經驗とを執つの上に應用せらるべきは勿論常に學問の研究と社會時勢の觀察を念頭に置き、倍々奮勵して向上發展せられて第四期生は單に在學中のみならず退學後の成績も優良であるとの名聲が博せられんことを希望して已まぬのである、右の外諸君が司獄官として將來大に努力せられねばならぬ事項は私が是まで講義の中に時に觸れ事に接して屢々御話をした所でございますから此に繰り返して演述致しませぬが、要するに我邦の監獄界は將來爲すべき事が山程あつて、而して之を成就する所の責任は新しき思想を得られた所の諸君等にあるのである、どうか是まで私が御話した事、並に講師諸君が熱心に教へられた所を始終思ひ出されて、之を實際に應用して益々事務の改良を圖り我國の監獄界の事に努められて、諸君が四ヶ月間此練習所に於て學ばれた事が啻に無益に終らざるのみならず、大に其の光を放ち斯の事業の爲に貢献する所あらんことを希望するのであります、最後に諸君の健康を祝して御分かれを致します。

右終るや三木參事官は講師總代として祝詞に兼ね將來の研鑽に留意すべきを述べて曰く

本日修業證書授與式を擧行せらるゝに當りまして、私は講師總代として祝辭を述べることを得ますのは誠に光榮とする所でございます。此練習所の全期間を通じまして、諸君が最も眞面目に且つ極めて熱心に講義を聽かれましたことは深く滿足する所でございまして、既に練習所長も其事はお認めになつて居りましたが、甚だ僭越ながら私は講師總代と致しまして、所長閣下を始め本日御列席になつて居られまする所の各監獄長官のお方々に御披露を致して置きます。申すまでもなく此所で練習をされたといふ事柄は目的にあらずして手段に外ならぬのである。諸君が此所で學ばれた事柄は將來或目的を遂げる所の材料を得たに過ぎないのである。果して此練習の効果が如何であるかといふことは將來に待たなければならぬことゝ思ふのであります。先刻諸君が今回最良なる成績を擧げられたといふことを聽きまして誠に欣喜に堪へない次第でございますが、或は講師の盡力であるといふやうな稱讃のお言葉もございましたが、敢てそれは當らぬのでありまして、聞く所に依りまするといふと、今回は多數の司獄官の中で新知識の吸收能力に最も富んで居られる所の方々、又其他の點に於ても優越して居る所の人物を選ことを吳々も希望するのであります、最後に諸君の健康を祝して御分かれを致します。

拔されたといふことでありまして、即ち諸君は其選拔を受けた所の名譽を荷つた方々でありますからして、優良なる成績を擧げられたことは當然のことゝ思ふのであります。此の如き名譽を荷はれた方々が此期間に於きまして熱心に研究を遂げられたことでありますから、各歸任されたる上に於きまして、將來此監獄行刑の上に於きまして、多大の効驗を現はすことは固く信じて疑はないのであります。唯だ茲に私の一つの希望として述べて置きたいことは、先刻練習所長からも御話になりましたが將來に於ける研究であります。此所で學ばれた所の學科は夫々趣を異に致しますが、私の擔任致しました科目の如きは時間も極めて少くありましたが爲に大體其一端をお話したに過ぎないのであります。建築に譬へて申したならば、僅かに其基礎を造つたのに過ぎないのである。而も此基礎は餘り堅牢なる基礎ではない、隨つて此上に大厦高樓を築き上げるといふことは固より期する所でないのであります。併ながら唯だ此所で講習を了へたといふことで終つて仕舞ひまするとも、數年は愚か幕月ならずして此基礎は跡形を失ひまして、諸君が此科目を講習されたといふ事柄は單に試驗成績表にのみ名殘を止めるといふやうな結果になりはしまいか、若もさういふことになりまするとは甚だ遺憾に思ふのであります。諸君が此所で造りましたる所の基礎の上に或は月に一本の柱なを得又年に一坪の壁を得るといふ風にして行きまして、縱令茅葺ながらも雨露を凌ぐに足る所の家

屋を築き上げて下されたならば私の喜びは之に過ぎないのであります。今回の諸君の修業といふことは諸君の歷史の上に於て一の新たなる紀元を造つたものであらうと思ふのであります。故に此新時代に處すべき諸君は舊時代に於ける諸君とは又其面目を一新しなければならぬことゝ思ふのであります。此面目を一新するといふことは、即ち常に研究的の態度を持するといふことにあらうと思ふのであります。固より諸君は日夕多端なる職務に從事されて居る方々でありますから、私の研究と申す事柄は或は著書を讀めとか或は講義錄を讀めといふことを期するのではない。唯だ自分が職務に從事する際に於ては屢々種々の疑問に屬することもありませうし、又時々研究すべき餘地も多々あらうと思ひますが、さういふ際に於て研究を怠らず、研究を爲すべき機會を逸しないやうな態度を常に持して貰ひたいのであります。是は單り私のお話致しました學科に限る譯ではありませぬので、總ての事柄に通じまして常に此研究的の態度を持して行くといふことが即ち新時代に處すべき諸君の心掛であらうと思ふのであります。諸君は職務の上に於きましては忠實であり而して勤勉である、此二つのものを信條と致しまして、而して常に此研究的態度を執つて行きましたならば自から其所に趣味が生じて來やうと思ふのであります。凡そ如何なる業務でありましても其事を努めるといふことは誠に結構な事柄であります。併ながら其職を樂むといふ事柄は更に一層眞い事柄であらうと思ふ。而して此樂むといふ事柄は其職務の上に於て趣味が生ずれば自から流れ來るものであらうと思ひます。諸君が將來事に當り物に觸れ、常に此所で學び得たる所の材料を以て研究を持續して行くといふ態度をお執りになつたならば、其職に趣味を感じ、隨つて其職を樂みとするといふことになつて來ると思ひます。玆に於て初めて其職に殉するといふ域に到達することが出來やうと思ふのであります。私は此總ての方面に亘りまして常に研究的の態度を持して此所に於て修業せられた事を溫習し倘ほ進んで一層其方面を進めて行くといふことを希望して止まぬのであります。終りに臨みまして前途に於ける諸君の幸福と而して大なる發展を祈ります。

次に來賓たる平沼司法次官は徐ろに起つて左の如く娓々一場の演說を試みられたり

本日當練習所の修業證書授與式を擧行せらるゝに當りまして茲に閣下並に諸君と相見ることを得まするのは自分の最も光榮とする所でございます。

抑說當期の練習は開始以來今日まで四ヶ月間で、期間は長いと申す譯には參りませぬ。去りながら練習所長を始め各講師其他職員諸氏の懇篤なる指導と練習生諸氏の熱心なる研究とに依りまして誠に優良なる成績を擧げられましたることは、當練習所並に監獄界の爲に大に祝すべきことでございまして、又自分は當局者と致しまして各職員諸氏に感謝し併せて練習生に滿足の意を表する次第であります。

今や練習生諸君は此四ヶ月間に於て學び得たる所を提げて各其任に歸り再び監獄の實務に從事せられむとする譯でありまする、諸君を送るの辭は先刻練習所長並に講師總代の述べられたる所で殆と盡されて居る譯でありまするが、併し自分も此席に登りました以上は默して止む譯にも參りませぬから、聊か所見を述べまして之に蛇足を添へやうと存じます。

諸君の能く知つて居られまする通り、我國に於きまして監獄に年々費しまする所の經費は六百有餘萬圓の巨額に達して居るのでありまして、此監獄に費す所の國庫の費用といふものは我國の財政狀態に鑑みて決して少額ではない。而して此金額は總て眞民の負擔に歸するのであります。元來監獄なる者は眞民に害を加へる所の囚人を囚禁する所でありまするが、此害を加へたる所の者を囚禁致しまする爲に更に又眞民に此の如き多大の費用を負擔せしむるといふ事に相成るのであります。此の如く國家が年々巨額の費用を監獄に投じて居りまする所以のものは行刑の効果を十分に擧げまして將來の罪惡を減少致したいといふ考に外ならないのである。若し此實績を擧げることが出來なかつたならば年々眞民の負擔に歸する所の六百有餘萬圓の金額といふものは之を空費するのと同じである。是は申すまでもないことでありますが、苟も局に當る者は深く之を鑑み常に念頭を離すことの出來ないことであらうと考へる。諸君が此練習所に於きまして修業をせらるゝ理由も唯今練習所長並に講師總代からも申されましたる通り、此目的を達せんが爲である、此事を諸君は能く考へて、將來此練習所に於て學び得たる所を應用せられまして、益々行刑の實績を擧げるといふことに努められんことを希望して止まない次第でございます。人は學問々々といふことを能く申しますが、學問といふものは實學でなくてはならない。實際に應用し得ざるものは所謂空理空想であつて學問と考へてはいけないのであります。諸君は此練習所に入學前監獄の實務に從事せられて居る、是は即ち一の學問である。此練習所に於て學ばれた所も勿論學問である。又將來任に歸られまして實務に當られますることも亦學問である。人といふものは決して學を廢することは出來ない、死るまで學問はして行かなければならないものである。實務に當るにも常に其心掛を以て之に當るといふことが最も必要なことであらうと考へます。此練習所に於て各講師より種々の講義も聽かれたでございませう。種々有益なる事をお聽きになりまして、諸君が大に發明せられた事柄は多いに相違ないのであります。併ながら之を完成致しまするのは所謂實驗に依らなければならないのでありまして、若し空理空想を主とするならば實驗も何も要りませぬけれども、前に申しました通り、學問といふものは實際に適合しなければならないのでありまするからして、將來に於きまして實地に之を應用し、實驗に依りまして之を完成するといふお心掛は

十分なければならぬと自分は深く信じて居るのでございます。就きましては將來監獄事務に當らるゝに際しまして囚人には常に接せらるゝ譯でありますが、若も空々漠々と之に接して居つたときには何等の得る所もないのでありますが、併し此練習所に於て學び得たる所を能く念頭に置いて之と引合せて日々囚人を處遇して行かれましたならば、是は一人の囚人に接しても極て得る所が多いと言はなければならないのであります。一事一物たりとも決して忽せにしないやうに致されまして、能く此練習所に於て學び得たる所の應用を十分にせられまして實績を擧げることを努められむことを偏に希望致す次第でございます。而して尙ほ自分が自分の今日居りまする所の地位より致しまして、大に諸君に希望致さなければならない一事がございます。是は昨年の修業證書授與式の際に於きましても練習生に懇々申して置きました。それは外の事ではございませぬが、諸君が監獄の實務に當るに際し、囚人を處遇せらるゝに於て最も注意しなければならぬことは自分自身の修養であるのであります。勿論監獄の事務に從事する者は知識もなければならず實驗もなければならぬ、此必要なることは言ふ俟たぬ譯でありますが、併ながら其目的を達しまするにはどうしても今一つ最も大切であると始終考へて居らなければならぬことは自分自身の修養即ち品性を高潔にするといふことであるのであります。如何に知識がある者でも如何に實驗に富んで居る人でありましても己れが正しくなければ到底他人に對し感化力を及ぼす事は出來ないのであります。是は此練習所に於きましてもお聽きになつたとでありませうけれども、自分は此事を切に感ずるのであります。立派に知識のある人立派に實驗のある人でありましても其成績が甚だ宜くない場所は幾らでもある。是は日本といはず西洋といはず其事は歷々觀察するのであります、是は何んであるかといへば要するに其局に當る人の熱誠が足りないのである。人といふものは大抵の所までは自分の熱誠を以て行けば押通すことの出來るものである。全く學問もない、全く實驗もない者でありましても熱誠といふものはナカ〳〵強いものである。熱誠を以て事に當りましたならば大抵の所までは押通して行けることは明白なことである。若も是がなかつたならば幾ら書物か澤山讀んで居つても、幾ら經驗を積んで居つても到底役に立たないのであります。どうか諸君は將來に於きまして自分の將來を練り又實驗を積むといふことの外に最も大切なる事として自分の品性の修養といふことに努められむことを深く希望致します。どうぞ諸君は將來に於きまして監獄の事務に從事せられ他の模範となつて行くといふ心得を以て事に當られむことを希望致します、自分が今日此所で申したる事を常に念頭を離さゞる樣に願ひたいと考へます。是等は私が練習生に對しては常に申す事でありまするけれども、最も必要なる事でありまして同じ事を繰返へすのであります、どうぞお忘れのないやうに希望致します。

最後に卒業生總代鶴田勝太郎は

維時明治四十五年七月拾五日我監獄官練習所は第四回の講習を了へ茲に修業證書授與式を擧行せらるる閣下幷に諸賢貴臨の光榮に浴し祝詞を賜ひ所長閣下は將來の指針に對し懇篤なる訓諭を與へらる練習生一同感激の至りに堪えず

惟ふに練習所開設の擧たる優越なる技能と崇高なる人格とを併有せる監獄官を養成せんとせらるるにあるや言ふ俟たざる所なり一同重任を帶びて入所以來月を閱する四其間當に所長閣下の懇篤なる訓示と熱誠なる講師各位の薫陶とを辱ふし一は以て新なる學理と實務の方策とを學習し他は以て人格陶冶の資を授けらる練習生一同適從の方針を識り得たるは感激に堪えざる所なりされど一同の職責重大なるを思ふにつれいと〻日暮れて道遠しの感なくんばあらざるなり不日任に歸るの秋各自修習の本旨と諸賢の高論とを體し之れを實地に應用して益々研鑽の效を積み人格の修養を怠らず以て本所開設の趣旨に背かざらんことを期す本日光榮ある式典に列し嚮か無辭を述べて答辭とす

明治四十五年七月十五日

監獄官練習生總代
朝鮮總督府看守長　鶴田勝太郎

の答辭を朗讀して式を終へしは正に四時なりき夫より別室に於て來賓に立食を饗し卒業生には折詰を與へ歡語談笑裡に散會せり當日來賓の芳名以下の如し

松室致　平沼騏一郎　小山温
豐島直通　河村善益　柏原與次郎
三浦榮五郎　三木猪太郎　由岡萬之助
湯地幸平　福井準造　藤澤正啓
森元祐　木名瀬禮助　千石學
三浦貢　石井光美　立石重司
久保田貫一　田中一雄　武田慧安
大草東三郎　多田正慶　白水正恒
水谷嘉市　長屋又輔　高島平三郎
原夫次郎　河野純孝　坪井直彦
古瀬安俊

●茶話會

例に依り六月八日即ち第二土曜日午後二時より茶話會は本協會に於て開かれたり當日は豫約せる富士川講師の來會遲延せる旨の通知に接せしかば逸見宇都宮典獄は同分監女囚の狀態に就ての臨時講

演を爲せり聽がてドクトル富士川游氏夕餐筵四時より遺傳に就てと云ふ題下に男女兩性に就て性格智能及び病氣と遺傳との關係を說き個性研究家族研究に論及し更に諸學說を引用して一々之を評論し講演を終れるは五時を過ぐる三十分頃なりき當日の出席者左の如し

中島新吉　福澤勇三郎
中田主稅　馬見塚國平　秀島寬融
白崎多藏　小山鉦次
群司幸壽千　力武竹一
八島政次郎　熊谷熊治郎　脊木七太郎
谷川濟平　長谷川　支次郎　櫻井周助
赤沼貫一　山本寅之助　花坂四郎
樋上武策　木本確次郎　柳田英之助
鵜澤彌惣治　赤城一雄　玉川吉太郎
本谷藪流　山下眞右衞門　三野永吉
宮田魁一　衞藤構　新賀礒吉
求　證松　鈴木作一郎　枇杷橋喜一
飯島藤藏　大川純一　扇多吉
須藤祥三郎　小山鉦次　中島勘七
藤田吉平　渡邊鐵太郎　岩村貞吉
高安己之作　安達惣一郎　林榮治
佐々木俊諦　下河邊英　八木銖次郎
藤居虛　內山保三　武田慧宏
仙波忠三郎　鎌田賢弋　齋藤友治
小原綱五郎　鎌田龍空　伊賀吉太郎
兒島俊也　堀江哲艾　生三俊輝
澁谷才次　法富織江　河合晢
齋藤庸清　新美鶴吉　佐藤喜六
森口幸之助　荒木能人　鈴木伊三郎
伊藤祐重　田中瀧藏　篠宮政太郎
住江敬義　十河政之　兒島三郎
芳村重次　小池博道　香川又二郎
長岡兵藏　由木光造　吉田正太郎
長谷川源作　國谷敬次郎　田頭三藏
加藤泰忠　千葉恭一　佐野佳夫
野口橘平　乾精一郎　內堀一雄
原卓一　廣渡秀緒
橋本牛七　永越昌一
巻端義市　安太郎
土屋房吉
田村英一
戸田喜太郎
齋藤庸清
佐藤喜六
田中瀧藏
十河政之
小池博道
由木光造
國谷敬次郎
乾精一郎
廣渡秀緒
吉田正太郎
田頭三藏
佐野佳夫
內堀一雄
尾佐竹猛
佐々木惠彦
中野森雄
渥美千勢藏
齋藤庸清
佐藤喜六
荒木能人
篠宮政太郎
兒島三郎
香川又二郎

木名瀨禮助　森　元祐　藤澤正啓
逸見祐之助　谷田三郎　眞木喬
豐野嵐珍

●練習生の陳列館參觀

去る十日豐野事務官は練習生一同を引率し農商務省物品陳列館に參じ鶴見館長の貿易上に關する趣味ある講演を聞き仔細に觀覽して歸所せり

●練習生の見學

練習生一同は六月十九日を以て市ヶ谷監獄を參看せるが森典獄の建築上及戒護に關する講話ありたる後茶菓の接待を饗けたり尙二十六日には東京監獄へ赴き木名瀨典獄の講演を聽き茶菓の振舞を享けて歸所せり



司法

第二卷第七號
七月二十五日發行

一部 定價拾貳錢
特價拾錢

監獄局、刑事局其他ノ公文
監獄、刑事其他ノ公文
典獄、看守長其他ノ異動
評論、判例、其他ノ事項
……テ掲載ス

發行所 東京府豐多摩郡千駄ヶ谷村原宿二二四
振替貯金口座東京六貳〇八番
司法社

會費送附方

肩書	東京市麹町區西日比谷町
番地	壹番地
宛名	監獄協會理事　眞木喬
振込局名	司法省內郵便局

明治四十五年七月二十日發行

（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地　野風珍

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　村政富

印刷所　東京市神田區三河町十四番地　丸利印刷所

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院